

2008 年度修士論文

里山保全の現場における対立を乗り越える枠組みについて

～愛知県海上の森を事例として～

Framework for SATOYAMA's conservation on-field conflicts resolution

-Case study of Aichi "KAISHO NO MORI"-

塩見 記章

Shiomi, Noriaki

東京大学大学院新領域創成科学研究科

社会文化環境学専攻

目次

1.問題関心と先行研究	4
1.1.里山とは	4
1.2.里山保全の持つ意味	5
1.2.1.「自然」と「人間」の二項対立図式への批判ー環境倫理学の視点からー	5
1.2.2.人と自然がかかわる意味	6
1.3.本研究の課題設定	8
1.3.1.現代の里山保全が抱える問題点	8
1.3.2.「里山」を問いなおす	12
1.4.本研究の目的	13
2.調査方法	13
2.1.インタビュー	13
2.2.調査対象	14
2.2.1.対象地域	14
2.2.2.対象組織	14
3.愛知県海上の森	15
3.1.海上の森の地形、地質	16
3.2.植生	17
3.2.1.植生の変遷	17
3.2.2.現在の海上の森の植生	18
3.3.動物	18
3.4.人々の生活	19
4.海上の森をめぐる動き	20
4.1.万博構想から万博後までの海上をめぐる社会的な動き	21
4.1.1.開発主義型の万博構想と市民の反対運動の興隆	21
4.1.2.理念としての「環境万博」と現実との矛盾の拡大	22
4.1.3.環境万博への大きな方向転換～愛知万博検討会議の誕生～	24
4.1.4.国営公園構想	26
4.1.5.愛知万博検討会議後の市民の行方	28
4.1.6.愛知万博から海上の森の保全へ	28
4.2.万博前後における海上の里をめぐる動き	30
4.3.現在の海上の森への県民のかかわり	31
5.海上の森の会とその歩み	31
5.1.一般的な事例としての「海上の森の会」	32
5.2.三つのグループによる多様性	33
5.3.多様性の背景	33
5.4.「里山」という包括的なキーワードの下への集合	35
5.5.「ため池づくり」による一時的な緊張緩和	37
5.6.生活文化保全への傾倒	37
6.海上の森の会における人々のズレ、対立	39

6.1.二つの対立.....	39
6.1.1.環境保全と生活文化保全の対立.....	39
6.1.2.土地の者とよそ者.....	40
6.2.対立の変遷.....	41
6.3.対立の内実.....	42
6.3.1.「里山」の捉え方の違い.....	42
6.3.2.よそ者の位置づけ—「お客さん」と「有志」.....	44
7.海上の森の会を取り巻くポリティクス.....	47
7.1.県との協定と指定管理者制度～これからの里山保全における問題～.....	47
7.2.生物多様性保全のモデル地域としての「海上の森」.....	48
8.違いを理解するために.....	49
8.1.様々な効果を持つ「ため池」.....	50
8.2.身体的な協働行為としての「ため池づくり」.....	51
8.3.違いを理解するための実践として—ため池づくり—.....	53
9.今後の里山保全を考えるために.....	53
9.1.「里山保全」は揺れ動く.....	53
9.2.「里山」とは何か？「里山保全」は何を保全するのか？.....	55
9.3.里山保全の現場に求められること.....	56
9.4.ダイナミズムとして捉えなおす意味の再検討.....	58
9.5.ダイナミックな里山保全と暫定的な合意形成.....	59
9.5.1.固定的な「合意」に対する批判.....	59
9.5.2.「合意」を形成するということ.....	61
10. まとめ—「かかわり」が暗示する相互変容—.....	63
<参考文献>.....	64

1.問題関心と先行研究

1.1.里山とは

現在、二次的自然である里山の自然に対して、市民の関心が大きくなっている。その内容は、生物多様性が高いとされている里山の自然自体の保全管理だけでなく、レクリエーションのフィールドとして、環境教育の場として、全国的にさまざまな取り組みがなされている（日本自然保護協会編 2005）。

一般的に「里山」という語は、1960年代前半、森林生態学者の四手井綱英によって用いられた造語であり、後に、世間に広まった言葉だと考えられてきた。だが、実際には、「里山」という言葉自体は、古く江戸時代より用いられてきた。1759年、木曾材木奉行補佐格の寺町兵衛門の『木曾山雑話』に「村里家居近き山をさして里山と申し候」と記されている（所 1980）。しかし、これは単に「村落に近い山」という平凡な意味で用いられてきたものである。その後、「里山」という言葉が四手井によって「再発見」された。四手井は、林学で用いられてきた「農用林」という言葉を、誰にでも分かりやすい言葉で紹介したいと考え、人の手がほとんど入らない「奥山」と対比する形で、「里の山」、すなわち「里山」と表現したという（四手井 2006）。それまで、平凡な意味で使用されていた「里山」は、四手井に「再発見」されたことにより、その意味を特定し、人々の意識に上ってきたのである（丸山・宮浦編 2007）。

さて、ここでいう「農用林」とは、伝統的な農業に不可欠な堆肥をつくるために必要な落枝、落葉や低木、下草を集めるための林である。主にマツ林や雑木林から成っており、「二次林」ともよばれる。こういった二次林は、人々が生活を営む上で、欠かすことのできない身近な自然であったが、戦後、農業や人々の生活が、化学肥料や石油、石炭に依存し始めたことにより、必要とされなくなり放置され、ニュータウン開発などに飲み込まれ、失われつつあった（武内ほか編 2001、丸山・宮浦編 2007）。

自然保護活動の歴史の中では、原生的な自然や希少生物種に関しては、当初から制度の改善や保護区の拡大を目指す運動が続けられてきた。しかし、保護の網がかかっている面積は国土全体から見ればわずかであり、後に「里山」として認識されるようになってくる農地や村落周辺の自然は、その網の目から外れていた。人間とのかかわりの大きい身近な自然の保護は立ち遅れていたのである（日本自然保護協会編著 2002）。

「里山」という言葉が段々と市民の中に定着し、頻繁に使われるようになっていった背景として、1960年代の高度経済成長による急激な都市化の進行により郊外の自然が激減したために、「身近な自然」を守る運動が徐々に盛んになっていったことが考えられる（武内ほか編 2001）。

市民がボランティアで、里山の自然を保全管理する取り組みを始めたり、休日のレクリエーションや、環境教育の場などに活用するにつれて、「里山」という言葉は日本全国に拡大していった。1990年代に至ると、「里山」は自然保護運動や環境保全運動の目標をあらわす言葉となり、また、失われゆく農村風景へのノスタルジーを表現する言葉になっていった（丸山・宮浦編 2007）。

一方、里山の研究は1980年代になって本格化する。その点で大きな功績があったのが、守山弘と田端英雄である（丸山・宮浦編 2007）。守山（1988）は、雑木林（里山林）の自然を見つめ、放置しておくとしイ・カシ類を中心とする照葉樹林に遷移してしまう日本の

気候の中であって、自然への人間の働きかけが、落葉広葉樹林時代の遺存種を保存し、結果として多様な生物を存続させてきたと主張する。また、そういった自然への人間の働きかけとは、焼き畑農業や稲作などの伝統的な農業を指すとして、自然の人間への働きかけを積極的に評価し、原生自然保護の重要性も説きながらも、それだけでなく、人間のくらしや文化を含めた自然の保護の重要性を訴えた。

また、田端英雄を中心として発足した「里山研究会」は、「里山」概念を拡大することに貢献した（丸山・宮浦編 2007）。田端（1997）は、雑木林や割木山、マツ山と呼ばれる二次林を「里山林」として規定し、そして、里山林、中山間地の水田やため池や用水路、茅場なども含めた景観を「里山」と規定した。こうして、「農用林」を指す語として再発見された「里山」は、農業景観も含めた幅広い概念として拡張されていくこととなった。そのため、現在の里山研究においては、「里山」という語の多義性（武内ほか編 2001）が指摘され、それぞれが独自の定義を行っている。

たとえば、里山を生態学的な視点から分析した武内ほか（2001）は、雑木林などの二次林や採草地を「里山」、農地や集落をふくめた全体を「里地」と定義する。同じく生態学的な視点をもった広木ら（2002）は、農家周辺の森林だけではなく、田んぼの畦や水路などの人間の諸活動を含めた形で「里山生態系」と定義する。日本自然保護協会（2005）は、田端らと同じく、雑木林などの二次林を「里山林」、農村の景観全体を含めた広義の里山を「里やま」と称する。一方、里山を文化的な視点から捉えた丸山ら（2007）は、二次林を「里山」、二次林や、田んぼ、畦、ため池、用水路などのセットを「里山農業環境」と名づけている。これらの違いは、里山を分析する際の視点の違いから生じるものであろう。

本項では、「里山」の定義を、その言葉の概念を定義、拡大した田端に従いたい。すなわち、二次林を「里山林」、里や水田などを含めた景観を「里山」と呼ぶ。

さて、以上のような「里山」を保全する意味は何なのだろうか。それは、まず、里山の自然が、人間による適切なく乱によって生物多様性が高く維持されてきた環境であるということが挙げられる（武内ほか編 2001, 広木編 2002, 日本自然保護協会編 2005, 丸山・宮浦編 2007）。『生物多様性国家戦略』では、2002年に閣議決定された第二次戦略から、生物多様性の第二の危機として「生活様式・産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる里地里山などの環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化」が挙げられ、第三次（2007年）においても継承されている。つまり、里山の生物多様性は、人間の継続的で適切な働きかけによってこそ、豊かに維持されるということである。

また、生物多様性の高いフィールドとしてのみならず、里山の多様な効果に注目が集まっている。それは、グリーンツーリズムの受け入れ先として、環境教育のフィールドとして、都市に住む人々の身近な自然とのふれあいの場として、である。そのようなフィールドを残すという意味でも、里山保全は意味のあることとして全国的に行われている。

1.2. 里山保全の持つ意味

1.2.1. 「自然」と「人間」の二項対立図式への批判－環境倫理学の視点から－

1990年代までは、自然保護といえは、「原生自然」のような手つかず自然度の高い自然を守ることを意味した。しかし、これは、19世紀の終わり以来、特にアメリカを中心とし

て出現してきた自然保護の考え方であり、必ずしも普遍的な考えではなく、特定の社会的文脈の中で生み出されてきたことが、明らかになってきている。(鬼頭 1996)

手つかずの自然保護という考え方の理論的背景としては、1970年代、欧米を中心に起こった環境倫理思想の大きな転換が重要な意味をもっている。その転換は、それ以前の自然保護のあり方を「人間中心主義」として批判し、その考え方を克服するような新たな視点で自然を見つめることを提示した。つまり、人間中心の態度こそが環境問題の根源であると考えられるようになり、自然保護は、保護されるべき自然そのもののために、それを「保存」するために行われるべきであり、たとえ人間の利便性を犠牲にしても、保護すべきだという考え方(人間非中心主義や自然中心主義と呼ばれる考え方)に転換していったのである。

以上のような、人間中心主義から人間非中心主義へという大きな思想転換は、「人間」と「自然」との二分法の中で議論が行われてきたとっていい。

この「人間」と「自然」を二項対立的に捉える考え方の典型的な議論が、自然の価値の問題である。「原生自然=ウィルダネス」はいかなる価値を持つのだろうか。もともと、自然は人間に利用されるのは当然であり、自然は人間が利用するからこそ価値があるのだという観点から、自然の「使用価値(instrumental values)」が認められてきた。しかし、それに対して、人間が介在せずとも、自然それ自体に本質的な価値があるとする自然の「本質的価値(intrinsic values)」を認める態度が登場する。「原生自然=ウィルダネス」はこの価値の中で捉えられ、人間になんら貢献しなくても、それだけで保存する価値があるとされた。

だが、手つかずの「原生自然」を保存するという自然保護のあり方は、特定の社会的文脈の中で生み出されてきたものであり、普遍的な自然保護のあり方ではない。たとえば、インドのラマチャンドラ・グーハは『ラディカルなアメリカの環境主義とウィルダネスの保存—第三世界からの批判』の中で、「原生自然=ウィルダネス」概念の重要性は認めつつも、第三世界の文脈では、この概念が環境破壊の問題と因果的な関係が結べないと指摘した。

つまり、人間中心主義や人間非中心主義という「自然」と「人間」を二分法的に捉えた観点からだけでは、非西洋社会における環境問題を正確に捉えることができない。

特に、国土の狭い日本においては、人間と自然とのかかわりあいには密接に結びついてきた。守山(1988)が指摘したように、日本の里山林(雑木林)は、人間の農耕などの働きかけが行われ、その結果、生物多様性の高い環境が維持されてきたのである。「自然」と「人間」を対立的に捉える観点からは、日本における里山の自然の特徴を理解することはできない。

原生自然を保存する自然保護のあり方は、環境問題を「生活」の視点から捉える生活環境主義からも、人と自然を切り離す「野外自然科学博物館構想」であるとして、批判されてきた(鳥越 1997, 鳥越編 1989)。

その中で、現在、注目されている里山保全は、「自然」と「人間」という二項対立図式を乗り越える試みとして位置づけられるかもしれない。

1.2.2.人と自然がかかわる意味

「里山」は人間と自然の共存、あるいは相互作用の結果としての二次的自然として捉えられ始めている（武内ほか編 2001, 日本自然保護協会編 2005）。里山の環境は、人為的なく乱と自然の回復力のバランスの上に、生物多様性を高く維持してきたともいえるだろう。したがって、生態学的な視点に立ったとしても、里山を保全していくためには、原生自然の保存とは異なり、自然に対する人間の適正な働きかけの継続が不可欠であるといえる（武内ほか編 2001, 広木編 2002, 日本自然保護協会編 2005, 丸山・宮浦編 2007）。

また、丸山（2007）は自然と無関係に成立する文化は存在しないということ、また、人間の生活と文化の形によって規制される自然が存在するということを主張し、里山を「文化としての自然」と定義した。つまり、文化と自然が絶対的に対立する西洋近代の発想とは異なり、里山は自然と文化の二項対立図式では捉えられないものとして表現しているのである。

また、現代において、「里山」として定義されるようなフィールドにおいて、古くから為されてきた生業の視点から捉えた、人と自然のかかわりの重要性も挙げられる。鬼頭（1996）は、人と自然の働きかけを、「人間の自然に対する能動的な働きかけ」を意味する「生業」と、「人間にとって自然から受ける受動的な働きかけ」を意味する「生活」という二つのベクトルとして分析した。もちろん、これらは、一方的な働きかけのみを想定しているのではなく、人間と自然の相互関係の中にある働きかけ、営みである。人と自然は、決してそれ自体として存在するのではなく、「生業」と「生活」という二つの方向性の違った働きかけの営みの中で、相互規定される存在であるのだ。

また、森岡（1999）は、「保全」か「保存」かという枠組みで捉えられてきた自然保護の問題を再考し、その枠組みだけに依存して人間と自然の関係性を考えていくのは、きわめて一面的になる恐れが強いと主張する。森岡は、人が身近な自然環境を守るというとき、人々に保護の対象として思念されているのは「人間」や「自然」という独立したそのもの自体ではなく、人間と自然がいままでかかわりあってきて、これからもかかわりあっていくだろう時空の「空間性」と「歴史性」なのだと分析する。そのかかわりあいの「空間性」と「歴史性」のなかには、人間も自然もわかちがたく織り込まれているのである。さらに、森岡はこれら「空間性」と「歴史性」を実感させるものとして、「存在の豊かさ」（井上 1999）への気づきを指摘する。「自然につつまれてあるわれわれ自身の生命の豊かさのただなかに、人間と自然のかかわりあいの『空間性』と『歴史性』がたちあらわれている」のである。

同じような指摘が関礼子（1999）からもなされているのは興味深い。関は、愛媛県の織田が浜の埋め立て反対運動を事例に、「守るべき自然」についての考察を行った。分析を通して、織田が浜運動は客観的にそこにある自然物を守る運動ではなく、個別具体的で、ライフヒストリーの中に刻まれた地域の海、故郷の海、そして記憶の海を守る運動であったことを指摘する。そして、「守るべき自然は、自然そのものではなく、むしろ自然との『かかわり』のなかにあったのだ。」と結論する。人間は自然とは対立しないのである。人々は、自然との「かかわり」こそを守ろうとしたのだった。

関の指摘は、人のアイデンティティが自然とのかかわりの中で規定されることにも通ずる。そういった意味で、桑子（1999a, 1999b）の「人が地球上の様々な事物とどのような位置関係の下にあるか」という「身体の配置」と履歴の概念を空間に適用した「空間の履

歴」の議論も大変重要である。「身体の配置が一人ひとりの人間の個性の源泉であり」、「私たちは履歴をもつ空間のうちにあつて、自己の履歴を形成するのである」。「自然」と人とのかかわりは、桑子の言葉を借りれば、「天地」と人とのかかわりは、自分自身が、いま、ここに生きているというアイデンティティを形成しているものとしても捉えることができる。履歴を断ち切った私は、私として存在することはできないのである。

以上のように、日本においては、人と自然は独立して存在するものではないということが指摘され、また、人が自然にかかわることの積極的な評価が様々な視点からなされている。先にも紹介したように、生態学的な視点に立ったとしても、人のかかわりは「かく乱」として受け入れられるし、生活の視点からも、また、人が豊かに生きるという視点からも、そして、人が生きるうえでのアイデンティティの視点からも、人が自然とかかわっていく意味は積極的に捉えることができる。

里山の保全は、人が自然にかかわっていく運動として捉えることができる。環境倫理学の視点からすれば、里山保全は、従来の人と自然という二項対立図式では捉えられないのではないだろうか。むしろ、それらを乗り越えるものとして位置づけられるだろう（丸山・宮浦編 2007）。

1.3.本研究の課題設定

1.3.1.現代の里山保全が抱える問題点

市民の関心が集まる一方で、過疎化などによって里山と継続的にかかわっていく主体が減少し、里山における人の働きかけが減少している。1節でふれた『第三次生物多様性国家戦略』でも、「自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる里地里山などの環境の質の変化」が問題点として挙げられている。武内ほか（2001）は、その問題を受け止め、「里山を保全するには、基盤となる土地そのものを守る措置を講ずると同時に、適正な人間の関与をどのように続けるかを考えることが重要」で、「現代社会における里山の主役の一人は、まぎれもなく里山に関心をもつ市民」なのだから、「里山を市民がどのように管理していくかという『技術論』とともに、いかに市民が里山管理に関わっていくかという『参加論』が重要である」と指摘する。つまり、里山の自然に対する人の働きかけを、地域住民だけでなく、市町村や県などの行政はもちろんのこと、その土地には暮らしていない近隣都市住民のボランティア、いわゆる「よそ者」と、パートナーシップを組んで、取り組みを行うことが重要であるという。

実際に、近隣都市住民のボランティアの積極的参加による里山保全の取り組みは、1980年代後半頃から始まり（武内ほか編 2001）、現在では数多くの取り組みが存在する日本自然保護協会による『生態学からみた里やまの自然と保護』（2005）では、「市民による里やま保全の活動」の代表的な事例として、日本全国 17箇所もの取り組みが紹介されている。現在の多くの里山研究では、市民のボランティアの存在を重要視し、市民の里山保全への積極的な参加や、地域住民とのパートナーシップを奨励している（武内ほか編 2001、広木編 2002、日本自然保護協会編 2005、丸山・宮浦編 2007）。

「里山」という言葉は、草の根的に使用されてきたゆえに、多義的である（武内ほか編 2001）。だからこそ、「里山」という共通のキーワードによって、その土地に住む人をはじめ、行政やよそ者と協働することができるのである。しかし、そうであるならば、「里山」

と呼ばれる現場を見つめる地域住民や、近隣都市住民の抱く里山像のようなものも多様で当然である。何を「里山」と捉えるのか、「里山」に何を求めるのか、は人によって様々である。

例えば、生物多様性の高い里山の自然を守るために集う人もいれば、野鳥や虫の姿を求めて集う人もいる。都心部では体験することのできない、農耕体験などのレクリエーション目的で里山にかかわる人もいれば、ある種のノスタルジーから、里山に集う人もいる。そして、もちろん、そこに生活してきた者にとっては、そこは自分達が、そして先祖代々「生きてきた場所」ではあったとしても、今、注目されている「里山」ではありえないかもしれない。つまり、多様な人々が現場に集えば、里山を捉える視座がそれだけ多様になるのは当然なのだ。

したがって、「何を保全するのか」や、「どういった方法で保全するのか」といった現場における管理方針について、当事者同士の認識にズレが生じたり、そのズレが時には当事者間で対立に発展してしまうことが考えられる。もちろん、里山保全に限らずとも、パートナーシップによって自然保護運動が行われる現場において、考え方の違いにより、議論が混乱し、運動の継続が困難になるようなケースは多い。

脇田（2001）は、滋賀県における石けん運動を事例に、地域環境問題における行政一住民間のパートナーシップが孕む問題点を取り上げている。脇田によれば、地域の環境政策・施策が行政によって立案され、地域住民は様々な実践を通して参加していくのだが、両者のコミュニケーションの過程で、「何が問題なのか？」（問題設定に関する認知的側面）や「いかに解決すべきなのか？」（解決手法の選択に関する行為的側面）といった点について、ズレが生じてしまうことがある。脇田はこれらのズレを“状況の定義のズレ”と名づけた。そして、“状況の定義のズレ”を克服する方法を、次のようにまとめる。“状況の定義のズレ”を克服するという事は、多用な“状況の定義”と、そこから生じる“状況の定義のズレ”を、「公共的」領域のなかで、いかに社会的課題として「維持し続けていくのか」ということ、議論が未完（再検討や検討継続の可能性）であり、合意形成が暫定的であることを確認し続けていくことが重要であると主張する。そして、対立するような“状況の定義”でさえも、社会的討議の場に持ち込めるような「公論形成の場」の豊富化（船橋 1998）が必要であると指摘した。

脇田は、行政と住民が地域の環境問題を解決する際に生じるパートナーシップの問題点を明らかにした。パートナーシップは、その実、経験が蓄積されていない（野田 2003）ため、議論されなければいけない問題は山積みである。

また、里山保全の現場にかかわるボランティアたちが、保全方針をめぐって、例えば、「自然保護を優先する人々」と「作業を優先する人々」として対立してしまうことが、比較的多くの里山保全団体で見られるようである（松村 2007）。里山ボランティアの自然保護派は、管理作業よりもそのまえに、環境調査をしっかりと行ったうえで、保全計画を立てて活動に着手するのがよいと考えている一方で、作業優先派は、じっくりと調査・観察していても作業はすすまず、その間に、ますます雑木林は荒廃していくので、まずは、保全活動をすぐにはじめるべきだと考えるというのである。それぞれの価値観や現状認識などの違いによって、当為に違いが現れてくるのである。

里山保全におけるパートナーシップの問題の一つは、「里山」と呼ばれる理想的な人と自

然のあり方が、最初からある程度想定され、だからこそ、一見、人々の目的の方向性が一つに集約されるのだが、実は里山を捉える視座がズレているため、何を保全するのか、どういった方法で保全するのかという方針をめぐって対立が起きるといったことなのではないだろうか。

松村正治（2007）は、里山ボランティアの意見対立を分析した結果、保全生態学の視点で里山の保全活動を一定の方向に導こうとする政治的な力である「生態学的ポリティクス」を発見する。里山の現場で保全方針をめぐって意見対立が生じた場合、人々の思考は生態学に基礎づけられた言説に拘束されやすく、生態系の保全を前提して考えてしまうと指摘する。しかし、人と里山の関係性は多様である。そこで、松村は、「生態学的ポリティクス」に抗う方法として、今日の里山保全活動の興隆を、市民が里山との関係性を豊かにするための運動として位置づけなおす見方を提示した。さらに、具体的な提案として、身近な環境調査を通して市民が里山をデザインするという可能性を示した。

しかし、松村の主張には疑問が残る。松村は、保全方針をめぐる現場での対立を「人と里山との関係性の多様性」という一つの言葉に集約し、積極的に評価した。確かに、対立が存在するという事は、それだけ里山が有する価値が多様であり、それにかかわる人々のかかわり方も多様であることを示すのかもしれない。しかし、積極的に評価するだけでは、起きてしまった対立を根本的に解消することはできない。松村のいう里山へのかかわりの多様性とは何を指すのだろうか。里山保全の現場における対立の本質のひとつは、「多様性」として積極的に評価されているはずの多様な里山の捉え方が、何かをきっかけとして、あるいは、いつの間にか、団体内に対立という形を作り上げてしまうという矛盾にあるのではないだろうか。

そのため、里山保全の現場におきている対立を解消するためには、里山保全にかかわっている当事者達の里山の捉え方が、実際ズレているのか、もし、ズレているのだとしたら、どの部分でズレているのか、そして、そのズレは対立を生み出してしまうようなものなのかを正確に把握する必要がある。

その際、考慮しなければならないのは、里山の捉え方の違いとは当事者達自身の人生や、当事者を取り巻く歴史を背景として作り上げられてきたものである、ということである。里山を捉える視点、里山とのかかわりとは、ある日突然、当事者の中に発想されたり、行動にあらわされるわけでは決してない。当事者がある人生の中で、今まで、どのように「自然」というものや、現場を捉えてきたのか、どのように「自然」や現場と対峙してきたのか、そのことが、当事者の里山へのまなざしを形成し、行動へと影響する。現場における対立の本質を掴むためには、視座を当事者達のライフヒストリーと呼べるような背景までふくめて分析していく必要がある。

この点で、先述した関（1999）の指摘は興味深い。関は、織田が浜運動を、個別具体的で、ライフヒストリーの中に刻まれた地域の海、故郷の海、そして記憶の海を守る運動であったことを指摘した。

この指摘は、里山の自然を保全することにおいても重要な示唆を与えてくれる。里山の自然も、「客観的にそこにある自然物」ではなく、人々とのかかわりの中で形成されてきたものである。そして、それを守るという行為において、かかわる人々の人生の中で、刻まれてきた現場とのかかわりの記憶や、経験が、現場をどのように捉え、今後、何をどのよ

うにしていくのか、という考え方へと影響を与える。やはり、里山の捉え方の違いとは、多様性として把握しつつも、さらに、当事者の背景を含めたものとして分析していく必要がある。

また、松村は対立の中に、里山の保全活動を保全生態学的視点から一定の方向に導こうとする政治的な力、「生態学的ポリティクス」を「発見」したが、この力を対立の中から取り上げてしまうと、また、別のポリティクスの「発見」を促し、新たなポリティクスによる里山保全運動の支配を招いてしまうのではないだろうか。さらに、一つの現場に、二つ以上のポリティクスが「発見」されてしまった場合、ポリティクス同士は対立してしまう。そうなってしまえば、容易にその差を埋めることはできず、対立をさらに先鋭化しかねない。

松村は、「生態学的ポリティクス」の存在を指摘したが、それは、生態学的な知見に正当性が認められるからであろう。里山の価値が多様である以上、里山におけるかかわりの正当性も多様にあるということは容易に想定される。

こういった議論は、環境社会学でも「レジティマシー（正統性/正当性）」の問題として取り扱われてきた。レジティマシーとは、環境に対するかかわりにおいて、誰がどんな価値のもとに、あるいはどんなしくみのもとに、かかわり・管理していくか、ということについて社会的認知・承認がなされた状態を指す（宮内編 2006）。この議論は、資源管理のあり方を追究するコモンズ研究から立ち上がってきたものである。「レジティマシー」は、多様なアクターのアクセスによって資源管理がなされていく中で、どのように関係者の中で合意を形成していくべきなのかという問題に対する新たな視点を与えてくれる。里山保全の現場における多様な視座を持つ人々が、何を正当だと認め、どのようにそれを具体的行動へとつなげていくのか、そして、その中でどのような議論が戦わされ、何が取捨選択されていくのか、という視点から里山保全の現場を見つめることが重要である。

そういった意味で、里山保全の現場において、かかわりの正当性を構築する中で、「歴史性」といったものが重んじられることは容易に想像できる。里山には住人がいる。あるいは過去において、必ず住人はいた。住人たちは、その場所の自然のことを一番よく理解しているであろうし、その場所は、彼らの生きてきた場所に他ならない。まさに、住人達のアイデンティティを保証する空間である。だから、彼らの言うことには、ある程度の正当性が認められるわけであり、その場合、里山にかかわりたいと外部からやってきた「よそ者」は、おのずから住人たちに配慮しなければならない。それは当然である。しかし、このことは、住民達とよそ者がともに保全を担っていく現場において、「住民達の言葉に正当性がある」ということが、「住民達の言うことはいつも受け入れられなければならない」というものに摩り替えられてしまう可能性をはらんでいる。

松村の言葉を借りれば、これもひとつの「ポリティクス」ということになるだろう。一方では、生態学的な知見にも正当性は認められるわけであるから、もし、一つの現場で二つ以上の正当性が認められた場合、それは、正当性の対立ということになってしまわないであろうか。正当性同士が対立してしまえば、それを穴埋めするのは容易ではない。

つまり、里山保全の現場における対立は、単に「人と里山との関係性の多様性」（松村 2007）として捉えられてはいけない。また、対立の原因となった里山の捉え方の違いを、ポリティクスとして取り出して形にして語ってしまうことは、対立の先鋭化につながりか

ねない。上記のような点を検討しながら、対立を理解しなくてはならないのではないだろうか。

また、並行して考慮しなくてはならないものとして、「お客さん」と「有志」の存在がある。里山とのかかわりを持つ人々の中には、特に「里山をこうしたい」という意志があるわけではなく、イベントをレクリエーションの一環として参加するように、短期的にかかわる人々、言うなれば「お客さん」とも呼べるような人々が増えてきているということである。つまり、里山にかかわる人々は、里山への積極的なかかわりを志向している人々だけではない。現場が、私有地ではなく、公共の場所であるなら、彼らを排除することは難しいだろうし、保全管理の担い手不足や、里山保全運動の広がりを考えるなら、簡単に排除すべきでもない。だが、里山の保全管理の方針を、かかわる人々全員の意見を取り入れていくことも、また不可能である。人々のかかわりには、濃淡が存在するのだ。そのため、「お客さん」が、環境保全を担ってきた／担う意思のある人々、すなわち「有志」を尊重するような「担いのしくみ」の形成についても検討しなくてははいけないだろう(宮内 2001)。

1.3.2. 「里山」を問いなおす

以上のようなことに留意しながら、里山保全の現場における問題を検討していくならば、そもそも「里山」とは何か、ということを検討せざるを得なくなるだろう。里山は二次的自然や人為生態系とされるが、そもそも生態系とは何を指すのだろうか。瀬戸口(2000)が、大変有効な視点を提供してくれる。かつて、古典的な生態学においては、生態系は生物のような有機体として捉えられてきた。ここでいう有機体とは「まとまりのある全体」であり、静的なイメージで捉えられる。しかし、その後、生態系は有機体のように外部に閉じた系ではなく、絶えず、かく乱によって変動し、不均一なものであるという認識へと変化する。

つまり、里山が人為生態系として捉えられている以上、絶えずかく乱によって変動し、不均一なものなのである。そして、里山が人と自然のかかわりの中で捉えられるならば、同時に検討しなくてはならないこととして、人の社会も常に変動する存在である、ということが挙げられる(見田 1996)。つまり、里山は、固定的に存在するのではなく、常に変動する生態系と常に変動する人間社会というダイナミズムの中で、動的に培われる環境だということができるだろう。「生物多様性の保全」における生態系の「望ましき」を正當に評価し、適切に論じるためには、社会と生態系のダイナミズムを前提とする「ひとと自然のかかわり」を踏まえなくてはならないと指摘する富田(2008)の議論は、その意味で興味深い。

だからこそ、里山とは何か、現場に求められる望ましい里山保全とは何か、を検討するためには、現場の生態系のダイナミズムのみならず、同時に、現場の環境を取り巻く人間社会のダイナミズムも併せて考えなくてはならない。

それでは、「里山保全」とは何を保全する活動なのだろうか。前述したように、里山保全の現場において「守られるべきもの」は多く存在する。つまり、里山保全は「何を守るのか」が、あらかじめ明確になっているようで、その実、明確にはなっていない活動なのである。だから、「現場をどう捉えるか」、「何を守るのか」をめぐる問題が巻き起こる。だからこそ、逆説的に、里山保全活動とは、多くの「守られるべきもの」の中で揺れ動く活

動なのかもしれない。そして、ダイナミックに形成された「守られるべきもの」に向かって、里山はその姿を動的に変えていくのである。

もちろん、その変化は、相互作用するものとして捉えられなくてはならない。ダイナミックに変動する人間社会と生態系のかかわりの中で、動的に培われる里山環境を前にして、その環境をめぐる人々の里山へのイメージや思い、働きかけが変化し、また、里山環境に影響を及ぼしていく。もはやそこには、静的な里山は存在せず、絶えず変動する豊かな環境が想定される。

つまり、「里山保全」の中で選択される「守られるべきもの」は、絶対的なものとして立ち現れないはずである。

だが、一方で、以上のように考えてしまうなら、人々は里山保全活動の中で、どのように合意を形成することができるのか、という疑問が浮上する。すべてがダイナミズムの中で捉えられてしまうのならば、活動の目的なり、「守られるべきもの」なりについて、ある一つの合意を形成して一致して活動をすることは難しいように感じられる。なぜなら、その合意は、結局覆されるものでしかないからだ。それは、果たして合意といえるのだろうか。現場における対立の解消ということを考えるならば、合意形成についても今一度検討しなくてはならないだろう。

1.4.本研究の目的

「里山」という言葉は多義的であり、それ以上に動的な概念である。だからこそ、人々の「里山」へのまなざしが多様であることを許容する。よって、さまざまな視点を持つ人を、里山保全の現場に集わせることができるのだろう。しかし、「里山」は常に揺れ動き、作り変えられていくものであるからこそ、目的の設定や、当為においてズレが生じる。ズレから感情的な対立が生じたり、活動の継続そのものが困難になるかもしれない。

その問題を解消するためには、当事者間で、前項で触れたような「里山」と「里山保全」のダイナミックな捉え方が求められるだろう。その理解なしに、お互いの主張が正当性を持った言説によって硬直的に繰り返された場合、調整が困難になる。

したがって、当事者同士が、里山保全活動は内的外的要因によって揺れ動くものであり、そのダイナミズムの中で形作られていく里山でさえ、動的な概念であることを理解し、その上で、絶えず、「望ましい里山」を変化に応じて作り替える場を保証することが、里山保全の現場には求められるのではないだろうか。

本研究は、愛知県瀬戸市に位置する「海上の森」を事例地とする。当該地域を保全していく活動において、生活や文化の保全を重視する人々と、自然保護を重視する人々の間で起きた対立を分析する。そして、その中で、実は「海上の森」という里山も内的外的要因によって常に作りかえられ続けていることを実証的に描き出し、「里山」や「里山保全」が内的外的な要因によって揺れ動くものであることを指摘する。その理解を足がかりに、今後の里山保全活動において求められる取り組みのあり方を提示したい。

2.調査方法

2.1.インタビュー

対立を乗り越える枠組みを提示するためには、まず、里山保全の現場における対立を把

握し、その内実を理解するために、以下のようなことを調査する必要がある。

- 1) 当事者達の里山の捉え方
- 2) 当事者たちの背景

1章でも記したように、当事者達の里山の捉え方のズレが、当為に違いを生じさせる。その里山の捉え方のズレは、その人物と自然がどのようにかかわってきたのか、という背景が大きく影響している。そのため、当事者にインタビューを行い、ライフヒストリーを含めて丁寧に聞き取りをしていく必要がある。

インタビュー手法は大きく二つに分けて行った。一対一での資料を提示しながら行う聞き取りと、現場で共同作業を行いながらの聞き取りである。前者は、一人ひとりの背景をじっくりと聞き取ることでできる一方で、後者は、現場での共同作業を行っていく中で、実際に現場を前にしたとき、聞き取り対象者の記憶が刺激され、単なる質問の答えだけでなく、より多くの背景情報を得られるというメリットがあった。

また、聞き取りだけでは、客観的な情報を得ることができないので、当該地域の歴史的な文献や、自然科学的な文献の調査を行った。

2.2.調査対象

2.2.1.対象地域

今回、調査対象地域として、愛知県瀬戸市に位置する「海上の森^{かいしよ}」を選出した。

理由は、都市近郊にある森、あるいは里山として、現在でも多くの市民による利用が行われていること。そして、そこが一般的に「里山」として認知されている場所であること。また、「海上の森」は、行政、住民、近隣都市住民の三者のパートナーシップによって里山保全・管理の運動が行われているという典型的な里山保全運動の現場だからである。

後に詳述するが、「海上の森」は、愛知万博というメガ・イベントを通して、地域だけでなく全国的な注目を浴び、多くの人々が議論を交わし、かかわっていく中で「里山」として位置づけられていった場所である。

2.2.2.対象組織

もちろん、里山保全の現場における対立を研究するのだから、研究対象は里山保全団体となる。そこで、行政とパートナーシップを結んでいる市民団体「海上の森の会」を選出する。

後に詳述するが、「海上の森の会」は、海上の森の保全・管理をほぼ一手に担っている市民団体である。

当該組織を選出した理由は、海上の森において現在行われている里山保全が、地域住民と行政だけでなく、近年注目されている近隣都市住民までをふくめたパートナーシップを築き行われている活動（武内ほか編 2001）であること。そして、その中で、意見の相違などによって、メンバーの中に対立関係があると認められたことである。

また、「海上の森の会」は、2009年度4月から県からの大幅な業務委託が決定されており、また、数年のうちにNPO法人を取得し、指定管理者制度の中で、自分達の活動を継続していかなくてはならなくなることがわかっている。今後の行政の経費節減などを考えれば、公有地における里山保全は、NPOや企業などに指定管理者制度で、委託していくこ

とが十分に考えられる。そういった意味でも、今後の市民による里山保全を考えていく中で、海上の森の会は先駆例として取り上げる意味があると考えられる。

3. 愛知県海上の森

愛知県海上の森



正式名称、瀬戸県有林。通称「海上の森」。森の中に「海上の里」があることから、愛知万博前後に、その名がつけられた。愛知県、瀬戸市の南東部に位置する。面積は530ha。そのうち510haが県有地。名古屋市中心部から東方約20kmにあり、都市近郊にありながら、広くまとまった森林とその中に農地、水辺等がある多様な自然環境を有している（愛知県 2007）。

「海上の森」は、愛知万博構想当初、万博会場にな

る予定であった。しかし、県の急な決定に対して、地域住民や近隣都市住民による反対運動が巻き起こる。その運動が後に、日本自然保護協会、日本野鳥の会、世界自然保護基金ジャパン（以下、環境三団体）など



出典：海上の森保全活用計画

の全国的規模を持つ環境団体と結びつき、それらの批判を深刻に受け止めた博覧会国際事

務局（以下、BIE）が動いた。結果、愛知万博を計画していた「財団法人2005年日本国際博覧会協会」（以下、博覧会協会、会長豊田章一郎）は、会場を変更せざるを得なくなった。2000年、「愛知万博検討会議（海上の森を中心として）」（座長谷岡郁子）が開かれ、万博会場は海上の森の一部に縮小され、大部分は長久手にあった愛知青少年公園（現「愛・地球博記念公園」）に移された。

会場移転に伴う反対運動の際に、多くの研究者や市民が森に入り込み、生態学的、民俗学的調査を行った。そのため、里の人々が「生活の場」としては見限り始めていた場所に、「生物多様性」、「希少種」や、「歴史」、「生活」、「文化」といった、新たな価値が“発見”されていった。

また、愛知万博をめぐる一連の反対運動と並行して、市民や学識者、地権者を交え、県主催のもと、万博後の海上の森の保全・管理のために話し合いが持たれてきた。さまざまな議論の結果、2004年には県（森林保全課）とパートナーシップを結び、海上の森を保全していく市民団体「海上の森の会」が設立された。また、海上の森を「里山」と位置づけた「国営公園構想」の大部分を受け継ぎ、2007年に海上の森を市民と行政とで保全・活用する「海上の森保全活用計画」が策定された。

現在、海上の森は、海上の森保全活用計画にもとづき、県の森林保全課（あいち海上の森センター）、環境部、海上の森の会の三者によって管理されている。

また、2010年に、生物多様性条約第10回締約国会議が名古屋市で開催されることが決定した。生物多様性条約第10回締約国会議誘致委員会がまとめた「CBDCOP10あいち・なごや誘致構想」には、愛知万博は、「長い博覧会の歴史の中で市民・市民団体が主体として参加」し、「環境問題への積極的な貢献を果たし」た「かけがえのない財産」として記されている



秋の海上の森 撮影：著者

いるほか、海上の森は、藤前干潟とともに、「自然との共生にむけた地域モデル」として、愛知県が誇る生物多様性保全のフィールドとして注目されている。

3.1.海上の森の地形、地質

海上の森は、瀬戸市の市街地からおよそ2 km の位置にあり、猿投山の西部山麓地域にあたる。猿投山塊は、濃尾平野の東端に位置し、東側は崖地となっており、西方に向かって緩やかに傾く地形をなしている。

海上の森の丘陵地を流れる赤津川、篠田川、海上川、屋戸川、吉田川は、瀬戸市を流れる矢田川にそそぐ。

海上の森の地質は、花崗岩と砂礫層からなる。砂礫層は長久手町から続いており、一方花崗岩は、猿投山一帯に続いている。海上の森地域一帯では、花崗岩が基盤をなし、砂礫層がその上を覆っており、東部では尾根部にのみ砂礫層が残存している。この二つの異なる地質の接点という地質学的な特徴が、海上の森の生物相の豊かさの一因として挙げられる。(石原 2002, 糸魚川ほか編 2007, 愛知県 2007)

3.2. 植生

3.2.1. 植生の変遷

海上の森の植生は、人々の生活と密接に結びついてきた。農用林や、生活に必要な薪炭林としての使用はもちろんのこと、瀬戸市に位置する海上の森には、古くから窯業が営まれ、焼き物のために、伐採されてきた過去がある。

尾張藩による寛文年中(1670年前後)に編纂された『寛文村々覚書』^{かんぶんむらむらおぼえがき}には、「物見が岩山」、「しのだ山」など、海上の森の中の地名をしめす場所が「松山」と記載されている。また、海上の森は「かいしやう(海上)林山」と記され、尾張藩の御留林であり、マツやコナラ・アベマキの林であったとされている。また、海上の森江戸後期になると、商品経済の振興と人口の増加を背景として、窯業用の燃料・薪販売用の立木伐採と肥料用の落葉・落枝の採取などにより、海上の森は、荒廃し、はげ山となっていたのだと考えられている。

これを受けて、享保年間(1716年～1735年)には、御林方役所から正月用門松に主幹

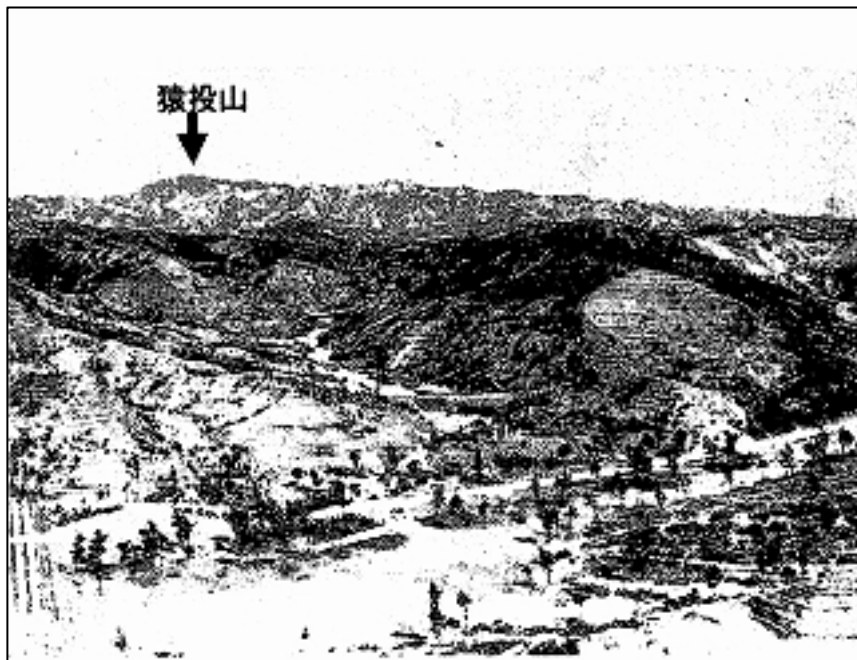


写真1 瀬戸市街から見た東方の景観(1901年) 出典: 海上の森の自然史

明治中期以降まで継続していた。

明治30年に成立した砂防法・森林法の施行にともない、はげ山・崩壊裸地に対する復旧工事が全国的に行われることとなった。愛知県は、かつて日本の三大はげ山県と言われ、瀬戸市を始め尾張地方の丘陵地を中心に荒廃した山地が広がり、流出する土砂に悩まされていた(写真1)。このため、愛知県は、明治後期に御料林の払い下げを受け、荒廃地の復

で芯のある真松の使用禁止および、新規の開墾制限の触れが出されている。

また、宝暦年間(1751年～1763年)には、山地荒廃による度重なる水害に農民が苦しみ、宝暦12年(1762年)には、水野村、上品野村、赤津村が窯業制限を願い出ている。世情が不安定な幕末を迎えると、盗伐なども行われるようになり、森林の荒廃はさらに進行した。このような荒廃状況は、

旧工事をすすめ、県有林として管理してきた。復旧工事では、クロマツと肥料木としてヒメヤシャブシなどが植栽された。

海上の森においては、1912年（明治45年）に最初の緑化植栽工事が行われ、以降随時緑化植栽工事がなされてきた。

第二次世界大戦を迎え、戦中・戦後に再度の伐採があったため、終戦直後には、依然として荒廃裸地が分布し、一時、植生も貧弱となったが、昭和40年代になると荒廃裸地は急速にその姿を消し、昭和45年時点にはほぼなくなった。

以上のように、海上の森の植生は、人の営みの変化と共に、その姿を変えてきた二次的な自然、いわゆる「里山」として捉えられることができるだろう。

（石原 2002, 糸魚川ほか編 2007, 愛知県 2007）

3.2.2.現在の海上の森の植生

海上の森の植生は、スギ・ヒノキの人工林、コナラ・アベマキの落葉広葉樹林が大部分を占める。また、アカマツ林が砂礫層地域全体や花崗岩地域の尾根部に分布し、砂礫層地域の谷部に規模の小さな湿地が点在する。

海上町の氏神多度神社には、小規模なツブラジイ二次林も点在する。また、ツブラジイやアラカシの比較的大きな個体が海上の森全体に点在しており、局所的には、ツブラジイやアラカシの稚樹が存在し、シイ・カシの常緑広葉樹林へと遷移が進行しつつあるものも見られる。

また、貧栄養湿地には、ミズスギやヤチスギラン、ヌマガヤなどに加え、シデコブシ、シマジタムラソウ、ミカワシオガマ、ミカワバイケイソウなど様々な植物が生育している。水田やその周辺の水路には、ミズニラ、ヒロハトリゲモ、イトトリゲモなどが生育していたが、放棄水田の増加にともない、これらの植物は減少、消滅している。

（石原 2002, 糸魚川ほか編 2007, 愛知県 2007）

3.3.動物

哺乳類では、6目13科、23種の生息が確認されている。アズマモグラやコウベモグラが混在し、県のレッドデータブック掲載種のムササビや、県内で分布が限定的なスミスネズミが生息している。

鳥類は、16目38科133種が確認されている。愛知万博会場予定地の転換のきっかけとなったオオタカをはじめとする生態系の頂点にあるハチクマ、サシバ、ノスリ、ハイタカ、ツミなどの猛禽類が生息し、オオタカやハチクマについては営巣が確認されている。また、サンコウチョウ、サンショウクイ、コサメビタキ、オオルリ、キビタキ、などの多くの夏鳥の繁殖地や生息地となっている。一方で、耕作放棄などにより、餌生物が減少し、サシバなどの生息環境が減少しているといわれている。

両生類では、低山地～丘陵地に分布する種の多くが生息している。

魚類では、カワバタモロコ、ホトケドジョウなどのレッドデータに掲載されている種の生息が認められているが、外来魚が移入しており、在来種の絶滅も懸念されている。

昆虫類では、20目306科2314種が確認されている。ギフチョウ、オオムラサキ、コバネアオイトトンボなどレッドデータブック掲載種が生息するほか、湿地依存のハッチョウト

ンボ、ヒメタイコウチなどが生息するなど多様な環境を有している。

(石原 2002, 糸魚川ほか編 2007, 愛知県 2007)

3.4.人々の生活

万博前後における調査によって、比較的多くのことが分かっている。海上の里が位置する山口は、資源豊富な山地と沖積平野の肥沃な耕土に恵まれ、瀬戸市域の中でももっとも早く集落が開けたところとされている。

海上町にある大平（おおだいら）遺跡からは、縄文土器や石器が出土し、後期旧石器時代以来生活が営まれていたことが分かっている。弥生時代になると、その遺跡群から、庄内川・矢田川をさかのぼってきた人々がかなり早い時期から水田耕作を行っていたことがうかがわれる。古墳時代においても、山口川流域に多くの古墳が存在することから、山口の耕地化はかなり進み、地域を治める主張が存在したと見られている。

中世にはいると、新興の武士階級が台頭して成立した。当初現時の政権は鎌倉に位置していたが、足利幕府が取ってかわると、政庁は京都に移された。尾張・美濃地区はその両者の中間に合って、政争に深くかかわる地方であったとされる。また、この頃瀬戸窯が爆発的に増加し、やきものが主要な産業となっていく。

海上谷には、江戸時代以降、すべて鈴木姓の住人が生活していた。その出自は三河鈴木氏にあるといわれている。今川の傘下にあった鈴木氏は、武田軍によって追われ、一族は山口海上へと落ち延びたという。海上集落の奥にカクリヤ（隠れ家）という地名があり、落人はこの地に隠れ住んだという伝説が残されている。

海上の集落がいつ成立したのかは定かではない。海上の人々は「先祖は落人としてここに住み着いた」と伝えられてきたという。五月節句の際にソトノボリ（外幟）を立てず、ウチノボリ（内幟）だけであったのも「世をはばかりの言い伝え」だとされている。

海上が明確な形で文献に初めて登場するのは、前述した『寛文村々覚書』においてである。また、1752年に、松平君山によって完成された尾張藩の官選地誌『張州府志』においても、海上の里は「海上洞」または、「海上林」として登場する。尾張藩の司農監、書物奉行であった樋口好古によって1822年に完成された尾張国各村々の地誌書である『尾張徇行記』によれば、山口から2キロメートルほど東の山中に入ると、山腹に農家が十数戸建っていたという。また、1843年に書物奉行深田香実が監修した『尾張志』では、地名の考証も加えられている。海上の里の氏神多度神社の棟札によれば、江戸時代の海上集落は最大13戸の農家があり、独立した庄屋のもとで生活していたことがうかがわれる。

当時の人々のくらしの基本は、主に農業であった。稲作が多く、数少ない畑ではアワ・ソバやハタイネを栽培していた。家の裏山をセドヤマというが、セドヤマにも山畑があり、果樹を栽培していた。また、キノコ類も取れたという。

水量が豊富とはいえない海上には、昔からため池があった。明治17年の「地籍帳」では、3箇所が報告されている。また、水田に接する山すそでは、雑木があれば刈り、採草地にして水田に日陰を作らないよう一定幅の空閑地を設けるなど工夫がなされていた。

セドヤマの峰の裏側とその先に続く山を海上ではオクヤマといった。オクヤマはセドヤマとは異なり、開墾されることはほとんどなかった。オクヤマは樹種の豊かな雑木林であり、貴重な生活資源であった。

明治に入ると、春日井郡・愛知郡に属する多くの村々を管轄した水野代官所や御林方役所などの旧機構は廃止され、新しい組織に切り替えられた。海上が属する山口村も幡野村と分裂し、独立した村となった。明治 39 年に、幡野村と山口村が合併し、幡山村となると、海上も大字山口字海上となった。

また、封建制度は廃止され、明治 6 年の地租改正によって、新たな土地所有と税制が定められた。明治 40 年には海上には 26 戸の民家、120 人が生活していたとされている。また、遺されている海上区有文書において、当時の海上には現金収入が多かったことがうかがわれている。これは、当時、海上には恒常的な山仕事と川仕事があったことに起因するとされている。

当時、この地域は乱伐によるはげ山地帯であり、それにとまなう土砂災害が頻繁に発生していた。そのため、県は積極的に植林をしていたことは前述したとおりである。県有林で行われる日雇い仕事を「山仕事」といい、春には植林、夏には枝払いや下刈りなどを海上の人々で担っていた。これによって多くの現金収入があったとされている。

そして、もう一つが川仕事である。オクヤマの領域にある赤津川・山口川では、冬場に堰堤や護岸工事のためのザラオトシ（砂利すくい）や石割りなどの「川仕事」があった。また、決して水量が豊富とはいえなかった海上にも、水車が何箇所かあった。その中に、珪砂を臼で粉砕する水車小屋があった。珪砂を杵で搗いて粉にしたものをイシコ（石粉）といい、この作業をイシコハタキ、珪石を粉砕する水車をイシコ水車といった。海上では、イシコに蛙目（がめいろ）年度と陶石を混ぜた陶土を精錬し、陶磁器の窯屋に卸していた。磁器や電磁器用の陶土となるのである。これらの稼ぎが、住民達の生活を経済的に豊かにしていた。

住民達は、山や川から多くの恵みを受けていたが、同時にヤマツナミ（地すべり）や獣害などの災害にも多く見舞われていた。1767 年には集中豪雨によって猿投山北西斜面が崩落し、猿投山直下の赤津村から山口川下流の本地村まで水田の多くが土石流で埋没している。近年では昭和 32 年の 8 月の水害と平成 12 年 9 月の水害の被害は大きく、昭和 32 年の水害は戦後の挙家離村の引き金となり、平成 12 年の水害では海上で大小 100 箇所にもおよぶ崩落があった。このとき、海上集落の海上砂防池も 2 分の 1 以上が土砂に埋まり、景観が一変したという。

獣害ではイノシシの被害が目立った。イノシシによる食害は戦前から存在していた。その対策としてシシ垣を設けたり、落とし穴を掘ったりしたことも合った。だが、その被害はここ最近急激に増加している。山の仕事がなくなり、山に人が入らなくなって林野の荒廃したことが主要因とされている。

（海上町の生活誌編纂プロジェクトチーム編 2004, 糸魚川ほか編 2007）

4. 海上の森をめぐる動き

現在、海上の森を取り巻いている問題を紐解くためには、海上の森がどのように人々に捉えられ、人々はどのように海上の森とかわかってきたのかを整理する必要がある。海上の森は、愛知万博という大きな波に翻弄された場所である。そして、現在、海上の森にかかわっている人々は、様々な形で、愛知万博と関係してきた人々である。

そのため、本章では、愛知万博を社会学的に分析した町村（2005）、自身が万博の企画

に携わった吉見（2005a, 2005b）、現地で愛知万博にかかわる人々と共に行動してきた石原（2002, 2005）、また、愛知万博の反対運動に大きく寄与してきた日本自然保護協会（日本自然保護協会編著 2002）の記述を元に、そして、愛知万博の一連の反対運動に市民団体を通して、深くかかわってきた「ものみ山自然観察会」の元代表である Y.S.氏や、愛知万博検討会議の座長を務めた谷岡郁子などへのインタビューを元に、海上の森をめぐる愛知万博の反対運動の経緯をまとめる。その後、海上の里における地権者や近隣都市住民のかかわりを整理したい。

4.1.万博構想から万博後までの海上をめぐる社会的な動き

4.1.1.開発主義型の万博構想と市民の反対運動の興隆

1988年、当時愛知県知事であった鈴木礼治知事は、愛知県議会本会議終了後の記者会見で、万国博覧会の構想を発表した。メガ・イベントの始まりであった。

愛知県が、万国博覧会開催に興味を示した発端は、1981年にオリンピック招致においてソウルに敗北したことである（吉見 2005a, 町村 2005）。オリンピック招致に失敗した中谷義明知事の後を受けた鈴木知事は、1987年2月から知事二期目の任期をスタートさせていた。記者会見の一週間後、知事、名古屋商工会議所会頭、中部経済連合会会長の呼びかけによって東海銀行、JR 東海、トヨタ自動車の各会長と名古屋市長を交えた朝食会が開かれ、その場で図られた合意形成が万博招致活動の始まりとなる。

当時、日本はバブル経済に突入し、87年には第四次全国総合開発計画（以下、四全総）が策定されていた。この四全総の中で中部は「世界的な産業技術の中核圏域」に指定された。また、後に万博会場候補地となっていく名古屋東部丘陵は「あいち学術研究開発ゾーン」として位置づけられていく。

そのような中、1987年、愛知県は通産省に万国博覧会の開催を打診された。通産省の打診に愛知県は乗り気となり、翌年、鈴木知事によって、地域振興の起爆剤として「科学・産業の振興」を軸にした万国博覧会を開く構想が発表されたのである。つまり、万国博覧会には、はじめから別の目的が期待されていたのである。

一つは、当時中部圏の「三大プロジェクト」として位置づけられていた中部新国際空港、第二東名・名神高速道路、中央リニア新幹線の開発である。そして、二つ目が、名古屋東部丘陵を舞台とした「あいち学術研究開発ゾーン」構想である。愛知県では、多くの研究・研修機関が立地する名古屋東部丘陵を「あいち学術研究開発ゾーン」と位置づけ、それらの既存集積を生かした頭脳拠点の形成を目指していた。その中で、豊田市八草地区を「都心核」とし、博覧会跡地には企業の研究機関集積である「ワールドリサーチビレッジ」を配置する構想が立てられたのである。

1990年、愛知県は瀬戸市南東部の海上町（後に、「海上の森」と呼ばれる地域）を万博の会場予定とすることを発表した。その後、当該地域の 650ha を造成して、約 4000 万人を集める万博会場とし、跡地を宅地として開発するという構想が打ち出された。会場跡地の開発事業は、「瀬戸市南東部新住宅市街地開発事業」（以下、新住事業）および「名古屋瀬戸道路建設事業」と呼ばれるものであった。新住事業は前述の「あいち学術研究開発ゾーン」の一環として 2500 戸 7500 人の住宅地を供給しようとする計画であり、後者は名古屋市の環状 2 号線と東名高速道路と東海環状自動車道路とを結ぶ自動車専用道路の建設計

画であった。

これらは、地元住民にとってはまさに寝耳に水のできごとだった。なぜなら、前述のように、「学術研究開発ゾーン」構想において、名古屋東部の丘陵地帯が万博会場の候補地と考えられてはいるものの、県は豊田市と瀬戸市の境界付近の八草地区を充てる方針を固めたことが報道されていたからである。突然、県が会場候補地を八草地区から海上の森へと変更したのは、県有地が全体の 80 パーセント程度を占めるということ、そのため、用地買収が容易だと判断されたからである（吉見 2005a）。

この決定を受けて、海上の森を守るための、万博反対運動が巻き起こっていく。主なものに海上町の住民が組織した「海上の自然と歴史を守る会」、瀬戸市内の主婦らを中心にした「ものみ山自然観察会」（以下、観察会）、瀬戸市の市民グループが設立した「愛知万博を考える会」などがある。これらの市民団体は、主張や方法は異なるものの、愛知万博に対する反対運動を盛んに行っていた。

注目すべきこととして、これらの運動の中ではじめて、海上の森が有する高い生物多様性や、希少種、歴史や文化などが「発見」されていくこととなる（吉見 2005）。

もともと、後に「海上の森」と名づけられる地域は、「海上町を中心とした周辺山林地一帯」であり、はじめから「海上の森」と呼ばれていたわけではない。そして、もちろん、里の住民や、ふもとの山口の町の住人にとっても、そこは単なる「山」でしかなかった¹。それが、やがて市民と森のかかわりのなかで「海上の森」と表現されていくようになる。

4.1.2.理念としての「環境万博」と現実との矛盾の拡大

市民の海上の森を守る運動が盛んになっていく中で、そのほかの理由でも、愛知万博はその開催を危ぶまれるようになっていく。その原因の一つとして考えられるのが、景気の低迷である（吉見 2005a）。県が、万博構想を打ち上げたのは、バブル時代全盛期であった。しかし、90年代、景気は大きく後退し、県の財政にも余裕がなくなっていた。また、万博開催を強力に後押ししていた地元財界の景気よさも悪化していった。

また、もう一つ万博開催のための障害が立ちはだかった。当時、計画中の万国博覧会が次々に中止されていったのである。ウィーン万博、ブダペスト万博と相次いで開催を中止し、ハノーバー万博ですら、住民投票が行われた結果、賛成が反対をわずかに上回った形で開催された。国内においても、青島東京都知事が世界都市博の中止を決定したのは、記憶に新しい。

相次ぐ万博の中止は、そもそも、現代において、開発主義の象徴のような万国博覧会の開催が問われていることを意味した。このような事態を受けて、徐々に、万博の構想づくりに国がかかわっていくようになっていく。段々と環境を配慮した万博構想へと軌道修正が始まるのである。環境庁からも、県の基本構想に対しての要求が始まった。1995年11月には、環境庁は海上の森を南北に縦断する計画の名古屋瀬戸道路について、貴重な植物があるという理由で大幅なルート変更を要求した。また、県の構想が押し出していた「緑のシンボル軸」に対しても、「雑木林を切って常緑広葉樹を植え替えるのは間違い」と厳しく問題点を指摘していった。こういった流れの中で、通産省、環境庁をはじめとした関係

¹ 2008年11月16日O氏インタビュー

省庁の協議により、県が計画していた 120ha の開発面積を約 80ha に縮小し、名古屋瀬戸道路は当初の計画よりも東側に変更することが決定された。また、250ha の主会場は、主要施設の建つ A ゾーンと生態系を保護する B ゾーン、森林地域の C ゾーンという三区域に分けられていった。

また、当時、カナダのカルガリーが「自然」をテーマに 2005 年の万博に立候補してきていた。対抗するという意味でも、愛知万博の重心を、県の構想よりも明確に「環境」にシフトしていかざるを得なくなっていた。

こうして、1995 年 12 月に、通産省検討委員会は、メインテーマに「Beyond Development（開発を超えて）」を掲げ、入場者数も県が構想していた 4000 万人から 2500 万人に減らし、環境調和型のまちづくりの実験としての構想を最終報告とした。そして、同月に愛知万博開催の閣議了解を得た。英文のメインテーマは「Beyond Development: Rediscovering Nature's Wisdom」とさらに環境志向が強められていく。こうして、愛知万博は、理念レベルでは、環境万博であることを表明していったのである。

しかし、その裏で、矛盾は明らかに拡大していった。

まず、それは、博覧会の主催組織として設立された「財団法人 2005 年日本国際博覧会協会」の内部において巻き起こった利害対立である。

1997 年 6 月、モナコで開かれた BIE 総会において、日本がカナダに大差をつけて、万博の開催県を獲得する。それを受けて、通産省、建設省、環境庁、愛知県、地元企業などの混成で博覧会協会が設立される。吉見（2005a）は、この時点で、博覧会協会は二つの深刻な亀裂の中にあつたと指摘する。

一つ目は、愛知県と通産省との亀裂である。当初から万博を地域開発の起爆剤として捉えていた愛知県庁は、一貫して巨大公共事業としての博覧会にこだわり続けてきた。だが、政府は環境面への配慮を次第に強調していく。その背景には、博覧会の生き残りを目指して環境問題への配慮を打ち出していた BIE の動向があつた。

二つ目は、国や県の行政的な推進体制と地元市民との亀裂である。そもそも、この亀裂は、1993 年ごろからその根を拡大していったといえる。1993 年 10 月に瀬戸市内の主婦らの集う「ものみ山自然観察会」が、県知事宛の公開質問状を出したとき、県の万博対策課は、文書での回答はできないこと、他団体が同席する非公開の話し合い以外には応じられないと対応した。1995 年 5 月にも、自然保護派の諸団体が県と公開討論をする「円卓会議」の開催を要求したときも、鈴木知事は拒否している。

1995 年秋には、保護派と推進派が公開の席で話し合う県民シンポジウムが、県によって始められたものの、そのうち保護派と話し合ったという口実づくりだと思われるようになり、1996 年 6 月以降、開催されることはなくなった。

これらの動きと並行して、万博の是非を住民投票によって問いかけるという動きも活発化していった。愛知万博の賛否を問う県民投票を求める会が結成され、署名活動を開始した。1998 年 3 月までに、13 万人近い署名を集め、住民投票条例の直接請求を行った。この請求は県議会で否決されたが、この運動を通して自然保護グループの中にネットワークが築かれていくこととなる。

また、行政の適切な推進体制を望む声は、自然保護派だけでなく、万博推進派の中からもあがりはじめる。従来型の万博ではなく、新しい市民参加型の万博を目指す動きである。

そして、また見落とせない市民参加の動きとして、1998年から活発になる万博の環境アセスメントをめぐる動きがある。1998年3月、通産省アセス手法検討委員会によって、市民参加の方式が新しく盛り込まれた万博アセスの新手法が最終答申された。しかし、この手法には大きな問題点があった。それは、当時、会場予定地の代替候補地として目されていた陶土採掘地や愛知青少年公園のアセスは盛り込まれておらず、新住事業や道路事業のアセスが切り離されていたことである。これを受けて、「愛知万博の環境アセスメントに意見する会」が設立された。また、4月に縦覧された環境影響評価実施計画書に対しては、日本自然保護協会が、日本野鳥の会、世界自然保護基金ジャパンと連携しつつ、代替地はもちろん、新住事業、道路事業を含めた総合的なアセスメントをすることを要望する意見書を提出した。

こういった行政の推進体制と市民との亀裂の問題はずっと懸案だったことであり、博覧会協会設立後も、変わらなかった。それどころか、博覧会協会内部ですら、十分な議論が許されず、会議体の壁を越えた情報交換も著しく限定され、会議でどれほど異論が出ようとも、結局は事務局のシナリオに沿った見解が座長によってまとめられ、記者会見で発表されていた（吉見 2005a）。このような中、委員達は徐々に、孤独や疑問、不満などをためていった。

また、市民への情報公開にも大きな問題があった。記者会見では、先述したような問題点があったし、地元の推進は、保護派の市民グループに博覧会協会の動きが伝わる仕組みがなく、行政の推進体制と市民の間での亀裂は埋まることはなかった。

さらに、博覧会協会を根本から覆しかねない矛盾となっていたのが、前述した新住事業である。会場予定地とされた「海上の森」は「新住宅市街地開発法」に基づく愛知県の新住事業の予定地と重ねられていた。理由は、新住事業と重ねることによって博覧会会場のインフラ整備予算を大幅に節約できる点、第二に新住事業に指定されると、博覧会会場建設という名目では不可能な、土地強制収用の法的権限を取得することができるからであった。博覧会協会側もまた博覧会の位置づけについて、新住事業まえに、間借りして博覧会事業を行うという認識で一致していたという（町村 2005）。よって、新住事業は、明らかに掲げられた環境万博の理念と矛盾していた。地元の自然保護団体は地道な反対運動を続けていたが、博覧会協会の動きは鈍く、事業は進行されていった。

多くの問題を抱えながらも、愛知万博は推進されていった。そんな中、二つの出来事によって、ついに大きな方向転換を余儀なくさせられるのである。

4.1.3.環境万博への大きな方向転換～愛知万博検討会議の誕生～

その後の方向転換を決める転機となった出来事がおこる。それは、1999年4月における会場候補地内でのオオタカの営巣発見である。実は、海上の森におけるオオタカの営巣の可能性は、1995年に日本野鳥の会愛知県支部によって示唆され、調査が開始されていた。だが、翌年の1996年、県は「生物多様性に関する調査」の結果を公表し、会場候補地におけるオオタカの営巣は確認できないとしていた。しかし、日本野鳥の会では、地道な調査を続け、ついに1999年4月に営巣を確認するのである。その二週間後、県と博覧会協会もこれを追認する。

オオタカ営巣発見は、事業者達に激震を走らせるのに充分であった。日本野鳥の会は、

オオタカ保護のため、会場候補地を移すよう県に求めた。愛知万博が掲げた「環境万博」という看板と、現実とのギャップが問い直されていくこととなる。

知事就任直後の神田知事は、この事態を受けて、会場計画の変更を示唆し、五月下旬までには、海上の森での会場計画を縮小し、愛知青少年公園に分散する方針が固められていく。この方針変更は、異例な早さで行われた。

しかし、吉見（2005a）は、会場の「分散」は、一方で会場の「拡張」につながるという意味で、実は、県や協会もオオタカの営巣確認を歓迎していたと指摘している。青少年公園が会場に加えられるまでの対応の早さは、この変更が事業者側の利益にもかなうものであったことを傍証している。協会事務総長の黒田真も、この変更が「分散」ではなく、「拡張」だということを盛んに強調していたという。これら、保護派と推進派の食い違いは、新計画案上で露呈していく。新計画では、土地の造成面積は一割程度しか減らされなかったのだ。なぜなら、ここに至っても、なお博覧会協会は、飽くまでも新住計画を前提としていたからである。この新計画に対して、日本野鳥の会などが全面撤回を求める要望書を提出した。

一方で、新住計画そのものにも、段々とメリットがなくなっていた。保護派の市民グループなどの強烈な反対を受けるのみならず、2000戸もの早期に売れる見込みは少なく、長期に造成地が放置される可能性があることなどが指摘されていたのだ。

いずれにせよ、新住事業は、愛知万博のネックとなっており、抜本的に変更することが求められていた。

このような中、BIE 幹部が会場の視察のため、来日した。彼らは、新住計画を前提とした跡地利用計画を批判していく。開発主義からの脱却を目指していた BIE 幹部達は、開発主義の帰結であるような新住計画を徹底的に批判していったのである。

この背景には、当時 BIE の元に送られてきた、世界自然保護基金やバードライフインターナショナルなど国際的な環境団体のリーダーたちから数通の手紙の存在があった。手紙の内容は、万博開催と新住計画により、海上の森の自然が失われてしまわないように求めるものだった。当時、世界的にも環境運動が広がっており、BIE 自身が 21 世紀に生き残っていくためにも、万博は国際的な環境運動に支援してもらう必要があったのである。そして、BIE に手紙を送った国際的な環境組織を動かしたのは、まさに地元の保護派の市民グループだったのだ。1995 年ごろから、海上の森を守る運動を繰り広げていた地元の運動は互いにネットワーク化しはじめ、この地域的なネットワークは、1996 年以降、全国的な環境組織と結びついていった。また、1996 年に BIE 議長が来日して会場候補地を視察し、推進、反対両派と面談した際、日本野鳥の会、日本自然保護協会、世界自然保護基金の三団体が顔をそろえていた。この辺りから、地元の保護派の運動と全国組織の連携体制は緊密になり始めていった。

このような背景をおった BIE にとっては、新住計画は認めることはできなかった。そのため、新住計画を抱え込んだままの環境万博構想という矛盾をどう解決するかが、まさに問われていくこととなる。

だが、BIE が愛知万博の構想を批判したという事実は明らかにはされず、一般には BIE 幹部は満足して帰っていったという報道が行われた。しかし、2000 年 1 月 14 日、中日新聞が、BIE による愛知万博批判の内部文書をスクープし、世間一般の知るところとなった

のである。

激変が始まる。中日新聞のスクープを受けて、通産大臣と愛知県知事、建設大臣の間での折衝が進められた。博覧会協会でも、新住事業を前提とした跡地利用の是非が問われていくこととなる。

2000年3月には、知事や通産大臣と環境三団体の長との会談が行われ、協議が続いた。三団体が求めたのは、新住事業と道路計画の完全中止、万博に関する対等な協議の場の設置、恒久的な海上の森の保全の法的枠組みの三つであった。

これを受けて、4月、通産大臣と、愛知県知事、博覧会協会会長は、新住事業と道路建設を断念し、海上の森の保全と活用を地元関係者と自然保護団体、有識者の意見を幅広く聞いて検討することで合意した。さらに、三団体と、通産省、愛知県、博覧会協会の交渉は続き、自然保護団体と地元市民、有識者などが公平に参加する愛知万博検討会議の設置が決まる。これを受けて2000年5月から地元関係者、自然保護団体、有識者、博覧会協会のメンバーが集い、「愛知万博検討会議（海上地区を中心として）」が開始される。そして、この会議の中で、ついに海上の森から長久手の青少年公園に万博会場予定地の移転が決定されたのである。

4.1.4. 国営公園構想

愛知万博検討会議により、海上の森の会場は大幅に縮小され、海上の森の自然は残されることとなった。だが、一方で、新住事業と道路事業、および万博会場のための造成の全面中止の可能性を低いと見越し、現実的な手法で、海上の森の自然を残す動きも行われていた。

オオタカ営巣発見を受けて、会場計画が大幅に変更され、「海上の森」の北半分の開発が中止された直後である1999年7月、日本野鳥の会副会長で元環境庁長官の岩垂寿喜男氏が、海上の森を視察し、「国営公園構想」を発表した。これは、海上の森を国営公園とすることで、新住事業と名古屋瀬戸道路建設を中止させ自然を残しつつ、海上の森で万博開催の可能性を残す、ぎりぎりの折衷案としてまとめられた代替案である(町村 2005)。また、この構想は、用地買収の予算回収という意味で、県にメリットのある提案でもあった。国営公園は建設省の管轄なので、用地は国が買い上げることになる。新住事業をやめたとしても、県の予算を圧迫することはなく、自然を守りつつ、跡地利用ができると考えられた(吉見 2005a)。

国営公園とは、自然公園法に基づき環境省が所管する国立公園、国定公園などとは異なり、都市公園法に基づき国土交通省が所管する都市公園の一種である。都市公園法第二条に基づき、国が維持管理を行う都市公園として国土交通大臣が設置する。都市公園法第二条とは次のようなものである。

都市公園法

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が設置するも

の及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地

二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの

イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く。）

ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

上記の法律の中で、海上の森は、愛知万博という国家的事業がなされるという点、また、里山の自然と文化が存在するという点から、第二条第二項ロ号に適合する海上の森が適合すると考えられたのである。

そして、「国営公園構想」を実現していくための、地元の受け皿として、「海上の森を守る会」に参加していた森山昭雄氏、当時名古屋大学教授であった M 氏らが「国営瀬戸海上の森里山公園構想をすすめる連絡会」（以下、連絡会）を結成した。森山氏は、岩垂案の「政治的センスの凄さ」に惹かれたと語る（町村 2005）。この連絡会によって、国営公園構想を地元の市民によって実現していくためのマスタープランが作成されることとなる。

マスタープランは、市民の手によって作成され、『「国営瀬戸海上の森里山公園」のマスター・プラン』と『「海上の森里やま公園」の実現を目指して—市民が提案するマスター・プラン<その2>』として結晶した。内容は、「里やま」とは何かという捉えなおしから始まり、海上の森の生態系の調査結果、生態系の維持管理にふさわしい「里やま公園」の提示、具体的な整備計画の提案、そして、現実的な里やま問題の解決としてのバイオ・エネルギー利用の提案にまでおよぶ。知識人や文化人の賛同者も多く、中には実現可能なアイデアが多く詰まっている。

だが、一方で、国営公園構想およびマスタープランは、海上の森における万博の開催を前提とするものである。それは、当時、万博そのものに反対する地元の運動団体などから、「愛知万博開催の容認」だと受け取られ、多くの反対を受けた²（石原 2005）。反万博運動興隆の中で、国営公園構想は、賛否両方で受け取られていくこととなる。

地元の動きが高まっていくのと同時に、岩垂氏は政治的な準備も怠らず、当時の自民党幹事長、野中広務氏を説得し、あとは県が国に国営公園にすることを申し出るだけで済むように話を進めた。だが、愛知県は、提案を受け入れることはなかった。

しかし、国営公園構想およびマスタープランは、海上の森を「里山」として位置づける重要な役割を果たした（石原 2002）。それまで、「手つかずの自然」や「生活の場」のように評価がまちまちであった「海上の森」を、古くから人と自然がかかわってきた「里山」として、人々の意識に上らせたのである。

国営公園は実現しなかったものの、海上の森を「里山」として保全していくという考え方は、2001年から開始される県主催の「里山学びと交流の森検討会」以降、「海上の森保全活用計画」（2007年）策定に至るまでの一連の海上の森の保全・活用にかかわる検討会議に大きな影響を与えた³。

² 2008年9月18日 M氏インタビュー

³ 2008年6月26日 N.S.氏インタビュー、2008年9月18日 M氏インタビュー

また、国営公園構想は、それだけにとどまらず、前述の愛知万博検討会議の設立にも遠からず影響を及ぼした。国営公園構想は、BIE 総会にも持ち込まれ、BIE による海上の森の視察を促したのだ。前述のように、2000 年 1 月、中日新聞によって、BIE の会場計画案の批判が明るみに出されると、計画は大幅に変更され、海上の森における住宅・道路計画は中止されることとなった。そして、神田知事や博覧会協会は、市民参加による合意形成の必要性を認め、「愛知万博検討会議(海上の森を中心として)」へとつながる(町村 2005, 吉見 2005a)。

4.1.5.愛知万博検討会議後の市民の行方

以上の流れは、一般的に市民運動の勝利として語られる。しかし、関係者への聞き取りを行うと、決してそうとは言い切れないようである。万博反対運動は様々な形で万博開催前後まで続けられるが、「万博における適切な市民参加」を求めて運動していたグループは、愛知万博検討会議によって万博への市民参加が認められたことで、また、「海上の森の保全」を訴えていたグループは、森での会場案が撤回されたことで、一応の万博反対運動を終える。そして、愛知万博検討会議の成果の一つであり、市民参加の舞台として用意された「市民プロジェクト」に参加していく。だが、その「市民プロジェクト」の場は、「市民プロジェクト」のファシリテーターの一人であった谷岡郁子氏の言葉を借りれば、「パートナーシップではなくむしろ隷属と表現するのが適切」だったという(谷岡 2005)。真剣に市民参加や、自然保護を考える人々が浮いてしまうような状態がそこにはあった。また、吉見(2005a)も、「ここでの『市民参加』があくまで会場計画の根本を修正しない、限定された範囲での実践としてのみ承認されている」と指摘している。

そういった理由で、谷岡郁子氏や後に海上の森の会幹事となる Y.S.氏らはファシリテーターを退くこととなり、同じような理由で多くの人が市民プロジェクトから去っていったという⁴。市民プロジェクトのある参加者は、そのような立場の人々を「万博ボランティア難民」と形容する(石原 2005)。

4.1.6.愛知万博から海上の森の保全へ

2000 年 3 月に行われた愛知県知事、通産大臣、環境三団体の長との会談において、三団体は、前述したように三つの要求を行った。新住事業と道路計画の完全中止、万博に関する対等な協議の場の設置、恒久的な海上の森の保全の法的枠組みである。一つ目と二つ目の要求はかなえられたかのように見えるが、三つ目はどうだったのだろうか。

実は、愛知万博の開催へ向けての準備と並行に、海上の森の保全について話し合いは積み重ねられていた。その結果、2006 年 3 月 28 日には「あいち海上の森条例」が公布された。また、条例に基づき、県の海上の森の保全活用拠点として愛知万博の瀬戸会場が改修され、「あいち海上の森センター」(以下、センター)が同年 9 月に開館した。センターは、愛知県農林水産部農林基盤担当局森林保全課(以下、森林保全課)によって運営されている。そして、2007 年 3 月には「海上の森保全活用計画」が知事によってまとめられた。

また、それらと並行して、市民参加の里山保全活動の主体についても検討されていた。

⁴ 2008 年 6 月 19 日 Y.S.氏インタビュー

愛知万博検討会議において、博覧会閉幕後の海上の森の保全活用に関して、会議体の必要が提唱されていた。それを受けて、博覧会協会は、愛知万博検討会議を発展的に解消し、次の4つのグループとして再編することとした。海上の森モニタリング会議、愛知万博フォローアップ会議、愛知万博市民参加広域展開会議、そして、県主催となって行われた里山学びと交流の森検討会（2001年～2003年）である。この会議において、森全体の540haを対象に、将来にわたる保全策や、森の自然を子どもの体験学習などに生かす方法が市民参加で検討されている。この会議での決定を受けて、海上の森・県民参加の組織作り準備会合（2003年～2004年）が開かれる。この会合の決定を受けて、県と協定を結び、コラボレーションしながら、海上の森の保全・活用を行っていく市民団体である（愛知県 2007）「海上の森の会」が設立されたのである。

海上の森は、以上のような大きな流れの中で、徐々に「里山」として位置づけられ、現在は、地域住民、行政、近隣都市住民の三者がかかわって保全・管理されるフィールドとなっている。

表1 愛知万博の主なできごとと反対運動

年月	主なできごと	反対運動の興隆	
1987年	通産省による愛知県への博覧会開催の打診	1990年の「海上の森」選定後、地域住民や、近隣都市住民による反対運動が高まる。 ・海上の自然と歴史を守る会 ・ものみ山自然観察会 ・海上の森を守る会 など	
1988年10月	鈴木礼治知事による博覧会構想発表		
1989年4月	21世紀万国博覧会誘致準備委員会(後に21世紀万国博覧会誘致委員会へと改称)設立、21世紀万博誘致推進本部設置、21世紀万国博覧会誘致推進協議会設立		
1990年1月	万博開催予定地を八草地区から瀬戸市南東部の丘陵地帯(後の「海上の森」とよばれる地域)へと変更		
6月	21世紀万国博覧会誘致瀬戸協議会設立		
1991年10月	21世紀万国博覧会基本問題懇談会が基本テーマを「技術・文化・交流—新しい地球創造」とする提言をまとめる		
1992年6月	21世紀万博基本構想策定委員会設置		
1994年6月	21世紀万博基本構想策定委員会「愛知県二十一世紀万博基本構想」を答申		
1995年	環境庁長官から会場予定地の環境保全に対する配慮の要請→県は主会場部分の面積を縮小。テーマも環境重視の方向へと変更		反対運動の地域的ネットワーク化。全国的な環境組織との結びつきが始まる。反対運動に日本自然保護協会、WWFJ、日本野鳥の会が加わっていく。
12月	愛知県の国際博覧会開催申請に対して日本政府の閣議了解		
1996年1月	通産省に二十一世紀国際博覧会推進室設置		
4月	日本政府が開催申請書を博覧会国際事務局に提出		
1997年2月	BIEによる2005年特別博開催承認		
10月	財団法人2005年日本国際博覧会協会設立		
1998年2月	博覧会協会、企画運営委員会を発足→環境重視の計画変更		
1999年4月	日本野鳥の会によるオオタカの営巣の確認		
7月	岩垂寿喜男による「国営公園構想」発表		

8月	「国営公園構想」の地元の受け皿として「国営瀬戸海上の森里山公園構想を進める連絡会」結成
2000年1月	中日新聞がBIEによる愛知万博批判をスクープ
4月	全国三団体と博覧会協会、愛知県、通産省による「六者合意」
5月	六者合意を受けて、「愛知万博検討会議(海上の森を中心として)」開始(12月まで)→会場予定地が長久手へ移る
12月	愛知万博開催がBIE総会にて決定
2001年	堺屋騒動
2005年	愛知万博開催

4.2.万博前後における海上の里をめぐる動き

1990年2月県は当初愛知万博の会場候補地を、八草地区から「海上町を中心とした周辺山林地一帯(後に「海上の森」とよばれる場所)」に変更した。県は買収を始めたが、当初、地権者達は「海上の自然と歴史を守る会」を結成し、土地を売らないことを決意する。しかし、結果的にほとんどの土地が売られてしまい、海上の里のトシヨリ(長老)格であったU.S.氏も土地を売って出て行ってしまった⁵。

もともと、昭和32年の土石流災害以降、海上の里からの人口流出は緩やかに続き、住民の多くは、国道沿いの山口地区に移り住むようになっていた。万博に関連するの土地買収によって、さらに転出が促進され、ほとんどの水田が休耕田となり、また、山にも手が入れられなかったため、森や里は荒廃していったという⁶。

現在、里に土地を持ち、海上の森の会とかかわりながら、農作業をしている地権者I.S.氏の父親が若かったころ、I.S.氏の父親が中心となって里の人間で530haの全域を管理していた。その後、父親が引退してからは、10年ほど県によって管理されていたが、新住計画が固まってきてからは、県が森に手入れをすることはなくなったという⁷。

そういった状況の中、前述の「国営瀬戸海上の森里山公園構想をすすめる連絡会」のメンバーが、博覧会協会に申請し、2000年に田んぼ体験を行った。表向きの目的は、博覧会協会から環境アセスメントを受託していた、プレック研究所の環境影響評価の調査に参加するという形であったが、本当は、少しでも里の荒れた田んぼを元に戻したい、という狙いがあった。この呼びかけを行ったのが、当時、連絡会の世話役の一人を担っていたY.S.氏である。この事業を通して、里の人々と市民の間でコミュニケーションがとられていく(2000年海上の森田んぼ市民ボランティア2000)。

また、2002年から、県によるパイロット事業として、田んぼの再生事業が行われ始める⁸。県の呼びかけに、残った地権者の多くは関心を示さなかったが、唯一、I.S.氏夫人であるS.S.氏とT.S.(A)氏が地権者として参加することとなる。S.S.氏は事業にかかわった理由として「里も全部あれちゃってねえ、本当に切なかったの」という。S.S.氏は、海上の外部から嫁いできて以来、I.S.氏の両親を手伝いながら、里で農耕を行っていた。その農法

⁵ 2007年12月5日Y.S.氏インタビュー

⁶ 2008年7月6日S.S.氏インタビュー

⁷ 2008年7月6日I.S.氏インタビュー

⁸ 2008年7月6日S.S.氏インタビュー、2008年9月18日M氏インタビュー

には独学の部分もあるが、その積み重ねが事業の中で生きることとなる⁹。現在、似たような活動が「海上の森の会」の I.S.氏が幹事を務める「里づくりグループ」によって担われている。

現在、里において純粋な経済的利益として農耕を行っている家は存在しない。自家消費のために、また、生きがいや楽しみのために農耕を行っている家ばかりである。

さらに、海上の里に居を構えているのは、二戸のみである。二戸とも、もともと海上の里の住民ではなく、農耕も行っていない。また、「海上の森の会」にもかかわってはいない。

4.3.現在の海上の森への県民のかかわり

現在も、海上の森は、広く県民に開かれ、散策やバードウォッチングなどに利用されている。また、マウンテンバイクなどの利用が多い。だが、マウンテンバイクの走行によって、山肌が削られたり、歩行者との接触事故が後を絶たず、禁止され、県も取り締まりを行っている。

保全・管理の側面からの県民のかかわりは、後述する「海上の森の会」のみが行っている。

5.海上の森の会とその歩み

「海上の森の会」(以下、森の会)は、市民が主体となって海上の森の里山保全・活用に取り組む市民団体である。設立趣意書には、海上の森が「里山」として位置づけられ、その中では、自然と生活・文化を両立させて保全していく旨が記されている。

参加しているのは、地権者と近隣都市住民、森林保全課である。森の会が保全活用していく土地は、私有地ではなく県有地である。

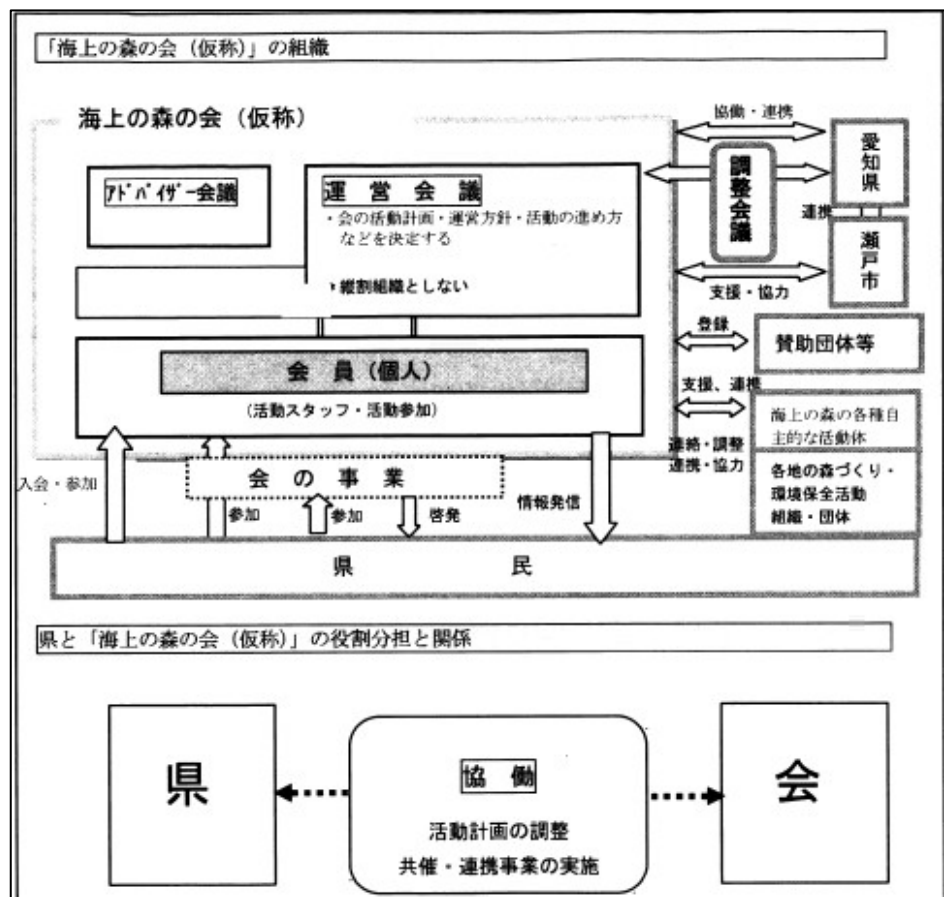


図1 海上の森の会と県との関係 出典：海上の森保全活用計画

森の会は、自然環境調査グループ、ツアーグループ、生活史調査グループ、森づくりグ

⁹ 2008年7月6日 S.S.氏インタビュー

グループ、里づくりグループ、野あそびグループ、里のくらしグループ、案内巡視グループ、民家保全グループ、情報グループで組織され、それぞれに幹事がおかれている。月に一度、幹事たちによる運営会議が開かれ、活動報告や、運営方針の決定、県（農林水産部森林保全課）との調整などを行う（図1）。

現在、会員は200名程度である。

5.1.一般的な事例としての「海上の森の会」

森の会は、前述したように、県主催の市民参加の検討会の中から生まれてきた団体である。つまり、前述した「ものみ山自然観察会」のような、市民の完全な自発性から生まれた団体ではない。だが、これは特殊なことではない。

ボランティア活動は、市民の自主性のもとに展開されるものであるから、本来ならグループの形成などは市民の自主性に委ねられるべきである。だが、実際には、グループ結成時の地域住民の募集、森林所有者との調整といった渉外、保全活動に必要な道具類の調達や、保険など、活動資金の面で、市民だけではやっていくことのできない現状がある。そのため、1990年代になって、多くの自治体が住民参加型の保全活動事業と支援を行うようになってきている。千葉県や長野県では、里山を対象とした独自の条例を持つ自治体もあらわれているし（関東弁護士連合会 2005）、1992年には、林野庁が「国民参加の森作り」事業を設け、多くの自治体で事業が行われるようになった（武内ほか編 2001）。現在、都立桜ヶ丘公園や、三富新田のように、自治体レベルでの里山保全はますます、活発化している。里山保全は、第三次生物多様性国家戦略の中でも強調され、行政においても、必要に迫られる活動である。そのため、今後とも、行政が主導でグループ形成や支援に携わることになっていくだろう。

しかし、このような形態は、市民の自主性がどこまで担保されるのか、という問題をはらむ。行政と市民のパートナーシップといえは聞こえは良いが、そこでの里山保全活動が、公有地で行われ、行政の事業の一部としても位置づいている場合、市民が自分達のやりたいように自由に保全管理方針を決めるということは困難だろう。

森の会も、毎月一回土曜日に、森の会内部のグループ長である幹事が一堂に会し、運営会議を行っている。その場において、県との意見交換も行う。その中で、行政の方針も語られ、森の会と行政両者で方針を決めていくこととなっている。これは、知事の定めた『海上の森保全活用計画』第五章「協働・連携の推進」でも触れられ、「県は、この会と協定を締結し協働の取り組みをスタートさせました。今後ともこの会を核として協働を進めます。」と記されている。したがって、森の会は里山保全を県と共に担っていく団体であると社会的に認識されているということである。つまり、逆説的には、自然と生活・文化を両立して保全していくような里山保全という枠からは決して外れることができない、ということの意味する。

また、3章冒頭でもふれたように、海上の森は、2010年の生物多様性条約第十回締約国会議の愛知県の誇る生物多様性のフィールドとして注目されていることから、森の会が著しく生物多様性保全から離れた活動をした場合は、県から指導が入ることは想像に難くない。

また、現在、人件費削減などの理由で、県は海上の森の保全から撤退しようとしており、

2009年4月からは、県の行っていた事業のほとんどを森の会に委託し、数年後には指定管理者制度に移行するための話し合いが進められている。しかし、この話し合いは、ある意味、半強制的な県による決定でもある。もし、森の会が指定管理者制度を受け入れなかったとしても、指定管理者制度は、自由な入札によって決定されるため、他の事業者が指定管理者として選ばれるだけである。そうなるのであれば、森の会は、社会的に意義を失った市民団体となる。

つまり、森の会は、任意の市民団体であると同時に、市民と行政とのパートナーシップという中であって、その実、ある程度の政治的な枠内の中に縛られているといえる。現在、その中で、メンバー間の里山の捉え方や、目的の違いが対立を生んでいる。

5.2.三つのグループによる多様性

現在、イベントには多い物で毎回30名程度の参加があるが、会の主催するイベントに参加する市民の大部分は、都市からくるレクリエーション目的の「お客さん」である¹⁰。実質、会の運営方針などは各グループの幹事（リーダー）が集う運営会議にて決定される。

会が設立した2004年12月から2008年3月にかけて、幹事には大きく分けて三つの人々が存在した。

- ① 環境保全系の背景を持ち、海上の森の環境保全をめざす人々（M氏、Y.S.氏を中心とするグループ）
- ② 里の生活、文化の保存や復興を目的とする人々（地権者、I氏、K.Y.氏を中心とするグループ）
- ③ 海上の里、森をフィールドに観察や、趣味を楽しむ人々

（2008年6月19日 Y.S.氏インタビュー、2008年9月18日 M氏インタビュー、2008年9月18日 I氏インタビューより）

5.3.多様性の背景

①は愛知万博を経て海上の森に対して環境保全的なかかわりをしてきた背景をもつ人々を指す。幹事の中ではM氏やY.S.氏である。

M氏は、「連絡会」の元代表である。名古屋大学の元物理学教授。もともとは、海上の森とはかかわりがなかったが、M氏夫人が、Y.S.氏が主催する「観察会」に参加していた。本人も自然などに興味をもっていた。

「海上の森を守る会」の森山昭雄氏が、政治的な理由で自分の代わりに代表となってくれる人を探していたとき、Y.S.氏からM氏のことを聞きつけた森山氏がM氏に頼み込んで代表を務めてもらった。「連絡会」の代表を務めていたときから、彼の主張は一貫して「地元の人とうまくやらなくてはいけない」ということだった¹¹。その後、森の会の環境保全グループ（現在は消失）の幹事を務めていた。幹事を引退した今は、仕事が忙しく、Y.S.氏が幹事を務めている自然環境調査グループの定期調査以外、海上の森とのかかわりを持っていない。

¹⁰ 2008年7月6日参与観察、2008年9月18日M氏インタビュー

¹¹ 2008年6月19日Y.S.氏インタビュー、2008年6月26日N.S.氏、N氏インタビュー

Y.S.氏は、「観察会」の元代表。1990年に設立された「観察会」は、過去に、万博に反対を唱えていくなかで、市民運動派と観察派の二つに分裂していった経緯がある。1997年に「観察会」を解散したY.S.氏はその後、「連絡会」の世話人となり、また愛知万博検討会議の委員長を務めた谷岡郁子氏らと共に「市民プロジェクト」のファシリテーターの一人を務め、同時に市民万博「エコストック」を立ち上げたり、「海上の森の保全」、「市民のための万博」をキーワードに運動を行っていく。しかし、万博で「本当の意味での市民参加」が受け入れられないことを知ると、谷岡氏らと共にファシリテーターを退く。石原（2005）のいう「万博ボランティア難民」の一人でもある。

その後、森の会の立ち上げにもかかわり、自然環境調査グループの幹事を務めていた。幹事を引退してからは、「生物多様性」をキーワードに、環境省主催の「モニタリングサイト1000」の調査を、森の会の自然環境調査グループ内で行っていた。

「モニタリングサイト1000」とは、環境省主催の長期生態観測のことである。日本全国1000箇所程度のモニタリングサイトを設置し、基礎的な環境情報の収集を長期にわたって継続して、日本の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握する。プロジェクトのステップとしては、まず、担い手として、自然環境の調査や野生生物の保全に関わっている各種団体を通じて、大学、研究機関、専門家、地域のNPO、ボランティアに呼びかけ、モニタリングサイト1000を推進するためのネットワークを構築する。そして、日本の陸域における自然環境を気象や地形の違いにより10区域に区分し、それぞれの特徴を整理し、全国にわたってバランス良くモニタリングサイトを配置する。また、日本のさまざまな生態系の動向を把握するため、各地に見られる生態系タイプごとにモニタリングサイトを設置することとなる。自然性の高い森林、多様な在来生物が生息する里地里山、人為改変が進められてきた河川、湖沼、海岸、豊かな生物相を育む干潟・藻場・サンゴ礁など、そして、島嶼など、それぞれの生態系タイプの特性を踏まえて調査サイトを設置し、各タイプの調査手法によるモニタリングを継続する。また、鳥類を指標種として取り上げ、いくつかの生態系を横断的にカバーする。そして、それらで得られたデータをすみやかに収集し、データベース化し、公開する。

上記の里地里山タイプを、日本自然保護協会が担当している。日本自然保護協会では、「一般サイト」と、「コアサイト」の二種類のサイトを設定している。前者は、市民がボランティアで調査を実施するサイトを150ヶ所程度設置し、それによって全国規模での里地里山の生態系の変化をとらえることを目指す。後者では、先行して調査を実施することで、調査手法の改良や調査データの解析手法の確立、結果の保全への活用方法などについて検討を行う。海上の森の会は、後者の「コアサイト」として位置づけられている。Y.S.氏は、モニタリングサイト事業を日本自然保護協会から、海上の森の会の自然環境調査グループとして受託し、調査を行っていた。

現在は、会計上の理由から、独自の任意団体「海上の森モニタリングサイト1000調査の会」を立ち上げ、調査を行っているが、共に調査を担っているメンバーは、変わらず自然環境調査グループのメンバーである¹²。

②は主に地権者であるI.S.氏やT.S.(B)氏、また彼らと昔から知り合いで、海上の森にか

¹² 2008年6月19日Y.S.氏インタビュー、2008年11月13日Y.S.氏インタビュー

かわってきた人々である。もともと、地権者である I.S.氏、T.S.(B)氏も、海上の森を売ることには反対していたものの、大々的に万博反対運動に関わってきたわけではなかった。

「海上の自然と歴史を守る会」を率いていたのは、里の別の住人（U.S.氏や T.S.(A)氏）たちであったし、「よそ者」である市民たちとかかわりを持ったのも U.S.氏や T.S.(A)氏であった¹³。U.S.氏は万博開催前に、里の土地を売って里を去った。また、T.S.(A)氏は、里の住民達とのトラブルが絶えず、後に海上の森の会から去ることとなる¹⁴。

その後、海上の住民代表として、海上の森の会とかかわりを積極的に持っていくようになる I.S.氏や T.S.(B)氏らの海上の森へのかかわりのあり方を強力に後押ししたのが、1997年頃から T.S.氏の依頼によって海上の里の歴史をまとめている I 氏である。I 氏は、愛知県史編さん委員や瀬戸市史編さん委員をつとめ、自身も会の「生活史調査グループ」の幹事である。I 氏の協力、指導により、「海上古民家（T.S.(B)氏の生家）再生プロジェクト」や、『海上町の生活誌』の編さんが行われ、地権者ですら知らなかったような歴史、生活、文化が掘り起こされていった。この古民家再生プロジェクトや生活誌編さんにかかわってきた人々が、現在の森づくりグループや里づくりグループの基盤となっている。

③のグループは、文字通り海上の森をフィールドに昆虫採集や、子ども達の遊びなどを考えている人々だ。ここに所属する人々は、万博反対運動などに関わってきていない人が多い。もともと、海上の森を生物観察のフィールドとして利用していた人や、万博反対運動を外側から眺め、海上の森が「里山」であることを知り、かかわりを始めた人々である。海上の森の自然の保全や、生活文化の掘り起こしに興味があるというよりも、海上の森を活用して、人々の楽しみに貢献できることを考えている。

だが、もともと③グループの幹事は極端に少なく、運営会議においては、発言が多いのは、①や②グループのメンバーである。そして、これら①と②のメンバーの間に、対立が生まれた。

5.4. 「里山」という包括的なキーワードの下への集合

それでは、これらの大きく違った背景を持った人々が、なぜ「海上の森の会」として協働することができたのだろうか。

それには、ほかならぬ「里山」という言葉がキーワードとなる。

環境保全の観点から海上の森の会にかかわるようになった Y.S.氏は、はじめから海上の森を「里山」として捉えていたわけではない。観察会の活動を始める前後、Y.S.氏は、上の森を原生自然的に捉えていた。そのときの感想を Y.S.氏は「一九八九年、万博の予定地だという場所は、瀬戸市にもこんなに深閑と広がる森があったのかと目見張らせる辺境だった。辺境とは、人の目垢がついていない秘密に満ちている場所のこと」と述べている（町村・吉見編 2005）。そこでの自然観察の体験が、Y.S.氏に自然への視点を与え、後に、Y.S.氏は日本自然保護協会の自然観察指導員講習会を受講するまでになっていく。その中で、自然があふれる海上の森が失われる前に、この場所がどのような場所だったか覚えて欲しいという想いを抱き、その想いが「ものみ山自然観察会」設立へとつながる。その活動は、愛知万博の構想が形になっていくにつれて、段々と万博反対運動の形をとるようになり、

¹³ 2008年11月16日 I.S.氏、H.Y.氏インタビュー

¹⁴ 2008年11月16日 H.Y.氏インタビュー

Y.S.氏は対抗の手段として市民的専門性を帯びるようになり、生態学的な知見を獲得していく。同時に、自然調査のために海上の森を歩き回ることによって、人々の暮らしが過去から営まれてきたことを知っていった。

同じ頃、瀬戸市の市民達が集って作り上げた「海上の森を守る会」も、万博反対運動に身を投じていた。当初、「海上の森を守る会」のメンバーの中には、海上の森を「原生自然」として捉え、絶対的に海上の森に人の手を入れさせないと主張する人々がいた。だが、「海上の森を守る会」の会長をしていた森山昭雄氏をはじめとした何人かのメンバーは、活動が続ける中で、そのような主張は現実的でないという感覚を持つようになった¹⁵。

そんな折、前述のとおり、岩垂寿喜男氏によって「国営公園構想」が持ち上がった。彼らは、海上の森を人の手を積極的に入れることによってその自然を維持する「里山」として捉えるその考え方に賛同していった。森山氏は、「海上の森を守る会」を抜け、地元の受け皿である「連絡会」をM氏を招いて設立した。

Y.S.氏はM氏らと連絡会において、活動においても、海上の森の捉え方の上でも、合流することとなる。

連絡会が提出したマスタープランを見るかぎり、連絡会は、海上の森を人の積極的な働きかけによってその環境を維持していく里山だと捉えている。海上の森を保全するために「多様で豊かな生物相の維持・保全を目標」とし、「それと同時に、里やまの民俗・文化を保全する」と主張する（国営瀬戸海上の森里山公園構想をすすめる連絡会 2001）。このように、「原生自然」としての海上の森という位置づけを変更し、「里山」（マスタープランの表記では「里やま」）として捉えなおした経緯が、人々の生活文化といった人為を積極的に評価することを可能としたのではないだろうか。

地権者達にとっても、海上の森はもともと「里山」ではない。万博構想が持ち上がる当初、民俗学者I氏に里の歴史や、生活文化といったものの掘り起こしを依頼したことから考えられるように、彼らにとって、海上の里は、飽くまでも「ムラ」であり、森は「ウラヤマ」だった（愛知県国際博推進局 2004）。しかし、前述のように、万博反対運動を契機に、それまで出会うことのなかった「よそ者」と接触をもっていく

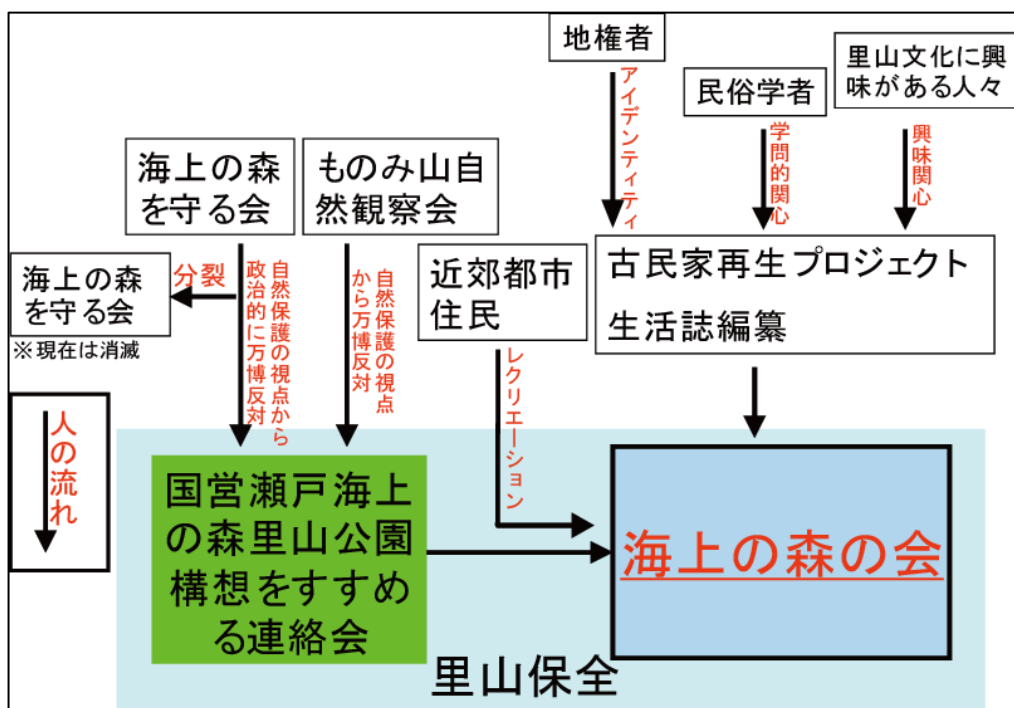


図2 「里山保全」のもとに集う関係者 聞き取りから著者作成

¹⁵ 2008年6月26日 N.S.氏、N氏インタビュー

ようになった。その中で、彼らも海上の森が貴重な自然であるという認識を獲得していく。そして、自分達が昔から行ってきた生活が、その貴重な自然を維持してきたと考えるようになったと思われる。つまり、海上の里、森を「里山」であるという理解をしていくようになっていく。

このように、海上の森にかかわる人々が、共に海上の森を「里山」であると捉えていったことで、イメージを共有し、お互いの主張に耳を傾けられるようになっていったと考えられる。それが、「海上の森の会」設立へとつながっていったのだろう（図2）。

だが、このように背景が違うため、活動を続けていくうちに、当為にズレが生じたり、議論を戦わせることが増え、それらによって、双方に「言葉が通じない」という思いが生まれ、感情的にも対立が生まれていった¹⁶。

5.5. 「ため池づくり」による一時的な緊張緩和

しかし、会の運営が開始されてからすぐに、両者の間にあった緊張関係を一時的に緩和する取り組みが始まる。のちに詳しく分析するが、「ため池づくり」である。

現在、里には多くの休耕田や放棄地がある。維持する人手が足りずに放置されてきたからというものもあるが、一番の理由は、戦前存在していたため池がなくなってしまったことによる。里に十分な水が供給されなくなったことにある。そして、年々里に入ってくる水量は減り、現在農耕されている水田の継続さえ危機的な状況にある。里の周りには三つの沢が流れているため、昔は、そこから水を引き、いくつものため池を作ることによって、田畑へと水が供給されていた。といっても、本来ただでさえ、水が少ない土地だったため、水争いはずっと絶えなかったようである。「お盆の前後は家族や親戚であっても、他人」だったという¹⁷。

ため池づくりは、森の会設立当初からの懸案で、その当時は、会の雰囲気は良かったという¹⁸。ため池づくりの取り組みを開始した頃、会のメンバーは、ため池が枯渇してしまった場所などを巡るために、森の中を歩き回っていた。その活動の中では、Y.S.氏らや、地権者たちも混ざって一緒になって活動していた。そして、昔ため池だった場所へとやってくると、現場を見ながら、どういった方法でため池に復元するのか、そのためには、どういった調査が必要になってくるのか、復元した「ため池」から田畑までどのように水を引いてくるのか、などを話し合ったという¹⁹。

海上の森の会の中で、緊張は一時的に緩和され、共にやっていくという雰囲気が流れた。しかし、そのほかの取り組みの現場では徐々に齟齬が生じ始め、会のバランスは崩れ、会の関心が傾く出来事が起きる。

5.6. 生活文化保全への傾倒

微妙なバランスによって成り立っていた森の会の多様性が、ある転機を迎えた。2008年3月、設立当初より会長を務めていたK氏がその職を辞するのと同時期に、M氏とY.S.

¹⁶ 2008年7月6日I.S.氏インタビュー

¹⁷ 2007年12月5日Y.S.氏インタビュー、2008年7月6日I.S.氏インタビュー、2008年9月18日I氏インタビュー

¹⁸ 2008年11月13日Y.S.氏インタビュー

¹⁹ 2008年11月13日Y.S.氏インタビュー

氏が相次いで幹事を辞任するという事となった。

K氏は、Y.S.氏や、M氏、N氏²⁰などから「御用学者²¹」といわれつつも、愛知万博検討会議の前後から海上の森にかかわってきた霊長類学者である。「里山」という語を作ったとされている四手井綱英の弟子でもある。海上の森にまつわる一連の検討会議には必ず出席をしていた。海上の森の会の生みの親でもある。

K氏は、海上の森を、誰にでも開かれた場所として用いたいと考え、多様なアイデアや意見が出てくることを重要視した。そのため、森の会と県が今後、長期的に海上の森をどのように保全活用していくのかというビジョンを統一して描くことはしなかったものの、地域住民やY.S.氏やM氏などのよそ者を含む多様な人々をまとめていた。しかし、以前から多くの衝突を抱える森の会の会長を、辞めたいとこぼしていた²²。

M氏が会を辞めた理由は、表向きは「体力の低下」であったが、本音としては、「地権者は目先のことばかり（今ある田んぼを自分達で維持するにはどうすればよいか、など）を追っていて、近隣都市から参加しているよそ者の言うことを聞き入れず、協働する者として認めてはくれない」ということに辛さを覚えたからであった。

しかし、興味深いことに、同時に、M氏は、自分自身やY.S.氏たちなどにも非があると指摘する。M氏にしろ、Y.S.氏にしろ、積極的に現場でかかわり続けることを充分にはできず、地権者とお互いを理解しあい、里山像を共有するための努力などをやりきれなかったと反省している²³。

幹事の中では、上記のM氏とY.S.氏しか環境保全に関して意見を言わなかったという²⁴。だが、唯一、県と調整しながら、海上の森の保全について話し合うことのできる場であるはずの運営会議では、各グループと県からの報告のみに終始してしまっていた。そこで、M氏の要望で2008年1月26日に、今後の海上の森の保全のビジョンをどのように描くかという意見交換会を、県と会で持つこととなった。しかし、この会議に出席したY.S.氏は、会議の様子をから、「海上の森の公共圏の創造は不可能」と判断した²⁵。

昨日、あいち海上の森センターとの意見交換会が開催されました。何を今更ではありますが、この会の裏目的は海上の森の会が今後どうなっていくのかを明るみに出すということであった(わたしやMさんなどよそ者だけが狙っていた意図でした)ので、それは成功しすぎて、そしてもしやどうしようもなく海上の森の公共圏の創造は不可能であることがわかってしまいました。

(中略)

あいち海上の森センターと海上の森の会が出来たとき、多くの方がコーディネーターの必要性を指摘されました。

しかしそれはならず、もしそれを代理するなら会長の役目であったと思われます。が、Kさんはそんな面倒なことをやる意志は始めからなく、状況が込み入ってきた

²⁰ 元「海上の森を守る会」会員、元「連絡会」会員、現海上の森の会会員

²¹ 2008年6月26日N.S.氏、N氏インタビュー、2007年12月5日Y.S.氏インタビュー

²² 2007年12月3日K氏インタビュー

²³ 2008年9月18日M氏インタビュー

²⁴ 2008年6月19日Y.S.氏インタビュー

²⁵ 2008年1月27日Y.S.氏のメール

今年度で会長を辞すことを告げられました。

Kさんの留任を村人は強く望み、そのために足を運んでいましたが難しいでしょう。後任は村人代表の現副会長 I.S.さんがやることになりそうです。(Mさんの予想ですが)

そうすると、もはや海上の森の会は、名実共に村の会となります。

(2008年1月27日 Y.S.氏のメールより抜粋。個人情報保護のため、一部修正。また、Y.S.氏本人による一部文言の修正。)

K氏は会長の職を辞することをはっきりと宣言し、M氏も幹事を引退することを決めた。Y.S.氏はそのようになった会を、「会は村の寄り合いで、集まっているのは地元の人とその人たちに逆らわない人」という意味をこめて「海上の村の会」と表現し、自身も幹事をやめることを決意した²⁶。

私は、大体、Mさんがやめるといったときに、これはMさんがいないのに、私ひとりではなんか言っても、これは全然ダメだなあと思って。どっちかいうと、Mさんと私しか言わなかったものですからね、その、保全に関することとか、休耕田のことにしてもね。(中略) 去年散々、いろいろやってみたけど、何もだめだったってことだよ。それこそ、玄関口さえみつからなかった。だから、もう、私たちが自由にやれるところは調査の部分だけだからね。だから、まあ、モニタリングサイトのところでやるしかないか、という。(2008年6月19日 Y.S.氏インタビュー)

次期会長には、地元高校教師を経て、瀬戸市民俗資料館の元館長を経験し、瀬戸市史編さん委員を務めている K.S.氏が、地元住民に推されて就任。しかし、Y.S.氏からすれば、彼は自然保護が分からず、もっぱら海上の歴史と古窯に興味がある²⁷。万博期から海上の里の歴史を追っている I 氏と共に、海上の歴史と文化を保存することに熱心である²⁸。

現在、全体的な会の傾向としては、環境保全よりも、里の生活・文化を保全する方向に傾いている。この偏りには、地権者の I.S.氏自身も気付き、残念に思っている²⁹。

6.海上の森の会における人々のズレ、対立

6.1.二つの対立

6.1.1.環境保全と生活文化保全の対立

森の会の目的は、「環境保全」と「里山の生活・文化保全」が両立した形でなされることであった(海上の森の会設立趣意書より)。しかし、その会の内部において、貴重な自然を保護することと、里の生活や文化を保全することの衝突が起きたという。たとえば、I.S.氏が田んぼに日陰を作ってしまう植物を伐採しようとしたとき、そこには希少な植生があるということで、Y.S.氏らと衝突したという。

²⁶ 2008年6月19日 Y.S.氏インタビュー

²⁷ 2008年6月19日 Y.S.氏インタビュー

²⁸ 2008年6月21日 N氏インタビュー, 2008年6月19日 Y.S.氏インタビュー

²⁹ 2008年7月6日 I.S.氏インタビュー

そういうこと（村の生活や文化）をね、まったく無視して、で、こう下刈りすれば、下刈りしたら、もう、貴重な木が切っちゃたりなんかしたらいかんとかさ、もうそういうことを言っとてはね、その、何のための自然か、ということになっちゃうもんだから。（2008年7月6日 I.S.氏インタビュー。カッコ内は筆者注）

また、次のような話もある。Y.S.氏らが、海上の里の中にある田んぼを、蛙やその他の生物が自由に行き来できるようにするために、田んぼの中に「蛙の通り道」を作ろうとした。しかし、現在、里の田んぼにはイノシシが入ってこられないようにするため、金属製の波板が打ち込んであり、周りを囲んでいる状態である。そこで、Y.S.氏らは、そこに小さな穴を開けて、小さい生物が移動できるようにしたかった。しかし、地権者に反対された。そのときの地権者の主張は、「里に住んでるものは蛙ばかりじゃなくて、人間も住んでいるんだ」という、若干、ずれたものだったという。Y.S.氏らは、海上の森には人の生活があるということを理解した上で、つまり、田んぼを守るためにイノシシ防護柵を設置したままで、小動物の通り道を作りたいと思い、提案をしたはずなのだが、地権者には受け入れられなかった³⁰。

そういった対立を経たからか、現在、地権者の代表者と、環境保全を主に訴えるメンバーの主張を聞いてみると、各人が互いを「自然保護に偏りすぎている」³¹、「生活や歴史、文化ばかりで、環境保全にはまったく興味がない」³²と評価している。

6.1.2.土地の者とよそ者

だが、対立していたのは、環境保全と生活文化保全という価値観においてではなかったようである。

たとえば、次のような話がある。

2008年度から、森の会の「野あそびグループ」の幹事（瀬戸市民）から近隣の子ども達を招いて、水を入れる前の田んぼで「どろんこ遊び」をしたいという提案がなされた。その提案に対して、「田んぼはプロの物だから、そんな遊びに使うようでは困る」と地権者は反対した³³。その時の地権者の言葉を、M氏は、地権者は近隣都市住民などのよそ者を「（素人である）お客さん」という理解をしていて、それが「プロの物」へと踏み出してくることを嫌がったのだらうと解釈している³⁴。

また、海上の森の会では、里の伝統的な郷土料理を毎年一回行われる収穫祭（11月中旬）において、会員や一般のお客さんに振舞っている。子ども達と一緒に参加する「野あそびグループ」を通して知り合った主婦達が、その郷土料理をぜひ学びたいと会員になって、地権者達に郷土料理を手伝いたい旨を伝えた。しかし、そういったイベントの際には、地権者達はまったく協力させてくれず、主婦達は不満に思っているという³⁵。この例も、や

³⁰ 2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

³¹ 2008年7月6日 I.S.氏インタビュー

³² 2008年6月19日 Y.S.氏インタビュー

³³ 2008年9月18日 M氏インタビュー、2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

³⁴ 2008年9月18日 M氏インタビュー

³⁵ 2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

はり土地の者とよそ者との間に距離を感じるものである。

これらのできごとを通して、Y.S.氏や M 氏らは、地権者を中心とする海上の森の会は、「閉鎖的だ」と評価している³⁶。

6.2.対立の変遷

上記のようなズレや対立ははじめから明らかになっていたわけではない。

海上の森の会設立当初は、比較的、森の会のメンバーの雰囲気はよかったという³⁷。メンバーで同じ方向を向きながら力を合わせて「イノシシ防護柵設置」、「ため池づくり」について話し合いなどを行っていた。

だが、上記の取り組み以外に、生物多様性を高めるための取り組みなどを Y.S.氏たちから提案した場合や、「今後、海上の森をどのように保全・活用していくのか」などを巡って、運営会議で対立が起きるようになっていった。しかし、生態学的な保全の重要性を主張する Y.S.氏や M 氏らと、生活文化の保全に対して関心の強い地権者を中心とするグループ達の議論はいつも平行線を辿るばかりで、段々と溝が深まっていった。幹事の中には、ケンカのようになってしまう会議に出たくないというメンバーが多数出てきたという³⁸。

よその、他の人も、たとえば、そういう人 (Y.S.氏や M 氏) が出るときの会議にはね、あまり、出たくない。そういう空気が流れちゃうんだね、不思議に。議論するということは、大切なことだから、考え方が違うというのは、すばらしいことだもんだから、こちらもどンドン言うんだよ。向こうもどンドン言うてくるんだよね。それはいいことなんだよな。いいけどね、その中に、やっぱりね、そのある程度現実ちゅうかね、ある程度認めるところがね、20パーセントか30パーセントくらいないとね、平行線ならいいんだけど、離れていくばっかではね。(2008年11月16日 I.S.氏インタビュー。カッコ内は筆者注)

また、以前「観察会」を主催していた Y.S.氏は、M 氏に比べるとさらに生態学的な視点を持ち、海上の森において、自然という観点から長らく付き合ってきたことから「市民的専門性」のようなものを身に着け始めていた。そのため、里の生活や文化を無視するわけではないが、ある程度の正当性が認められる生態学的な観点から、地権者とも対等に言葉を交わそうとしていた。Y.S.氏は、対等な立場で議論し、一つの答えを導く (Y.S.氏の言葉を借りれば「ガラガラポンする³⁹」) やり方が正しいと思っていた。確かに、「討議は基本的に合意を産出することを目的とするコミュニケーション」である (齋藤 2000)。しかし、実際には、そのやり方が、地権者やその周りのメンバーにとって「一辺倒だ」⁴⁰「なんにでも反対する」⁴¹と映り、対立が深まっていった。

森の会が運営を進めるうちに、両者の主張はぶつかり始めてしまった。その後、Y.S.氏

³⁶ 2008年9月18日 M氏インタビュー、2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

³⁷ 2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

³⁸ 2008年11月16日 I.S.氏インタビュー

³⁹ 2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

⁴⁰ 2008年7月6日 I.S.氏インタビュー

⁴¹ 2008年11月16日 H.Y.氏インタビュー

や M 氏が幹事を辞任してしまったことによって、森の会の運営は、生活文化の保全に偏ってしまっただけのように思われる。

6.3.対立の内実

上記のような対立がどういった意味をもっているのか、なぜ、対立へと至ってしまったのかを、分析をしていく。

6.3.1.「里山」の捉え方の違い

そもそも、地権者たちが使っている「里山」という言葉と、M 氏や Y.S.氏が用いている「里山」はニュアンスが異なるだろう。

地権者を中心としたグループが抱く「里山」のイメージに影響を与えたのは、I 氏であったと考えられる。I 氏は、愛知学院大学の歯学部電子顕微鏡技師をつとめるかたわら、大学生時代から、岩手県の山村と、沖縄の百名、与那国島をフィールドに、民俗学的な研究を行ってきた人物である。現在は、愛知県史編さん委員会専門委員や、愛知県文化財保護審議会委員などをつとめる。

1990 年代後半、瀬戸市に移り住んできたときに、「民俗学還元」というキーワードを思い立ち、地元の瀬戸で何らかの民俗学的な調査などを行いたいと考えていた。その折、海上の里の地権者で当時高校の教師を務めていた T.S.(A)氏より、「愛知万博で海上の里がなくなるかもしれないので、今のうちにその歴史や文化をまとめたい」という強い要請があった。それを受けて、1997 年ごろから海上の里の地権者や、里から出て行った人々への聞き取りを開始し、2004 年には、愛知県国際博推進局の後押しを受けて、『海上町の生活誌「海上の自然と暮らし」』（海上町の生活誌編纂プロジェクトチーム編 2004）を編さんした。そのメンバーの中には、現在の海上の森の会会長であり、元瀬戸市歴史民俗資料館の館長であった K.Y.氏もいた⁴²。

海上の里における生活や文化というものに積極的に価値を見出し、万博反対運動に対しても影響を与えたのは、I 氏の仕事による。I 氏は、里山の保全（I 氏の言葉を借りれば「山里地の保全」）は、まず生活が保全（あるいは再現）されるべきで、それが周りの自然にも影響を与えると主張する⁴³。そのため、I 氏は生活史の聞き取りを行いながら、「海上古民家再生プロジェクト」を行った。このプロジェクトは、現在、森の会に深くかかわっている T.S.(B)氏の民家を、取り壊さずに解体し、里の中心に復元するという事業である。古民家は、現在、海上の里の中央に復元され、「里山サテライト」と名づけられ、森を訪れた人々の休憩所として開放されている。

この出来事が、地域住民にとっても「過疎地であることはもう、間違いないから」⁴⁴と捉えられていた場所において、コミュニティといえるようなものが崩壊していた海上の里⁴⁵において、地権者のアイデンティティをもう一度取り戻すことにつながったのではないだろうか。

⁴² 2008 年 9 月 18 日 I 氏インタビュー

⁴³ 2008 年 9 月 18 日 I 氏インタビュー

⁴⁴ 2008 年 7 月 6 日 I.S.氏インタビュー

⁴⁵ 2008 年 9 月 18 日 I 氏インタビュー

また、並行して、こういった出来事を通して、海上の森にかかわるよそ者達の中で、やはり、里のことは地権者が一番知っているという経験が蓄積されていった。しかし、これは、後にある問題へと発展する。それは、いつの間にか、「地権者の言うことはいつも正しい」という認識が生まれてしまったということである⁴⁶。

確かに、地権者の知識や見解には、ある程度の正当性があり、その土地を知らないものが、彼らの言葉に耳を傾けるのは当然である。また、いつ現場から姿を消してしまうかわからないよそ者よりも、主体であり続ける可能性の高い地権者たちの言うことの方がまともだと思われるであろう。だが、「主体であり続ける」ということが、そのまま「いつも優先されるべきだ」ということにはならない。そこに、かかわっている人々が他にもいる以上、何を優先するかは当事者間のコミュニケーションから生み出されてこなくてはならない。

だが、地権者の意向は当然のように採用されることが多かったという⁴⁷。Y.S.氏は、こういった森の会のあり方を、地権者とその仲間達が集まるという意味を込めて「海上の村の会」と形容する⁴⁸。

また、地権者たちが、自身の生活や文化の論理を強調する理由として、過去において、また、森の会が運営されてからも、海上の森における自然保護や調査において、地権者のいうことを、よそ者に聞いてもらえない、あるいは理解されないというような苦しみがあった。地権者達はそのことを苦々しい思い出として記憶している。

ただ植物が好きだから、植物を守るために、他のものはもう、どうでもいいんだという、そういう自然のやりかたというのはね、僕はもう、真っ向から反対したい。だから、われわれの主張がね、なかなか受け入れられない場面もね、あります。(今までも)ありましたね。だから、かなり衝突ちゅうかね。(2008年7月6日 I.S.氏インタビュー。カッコ内は筆者注)

以上のようなできごとを通して、地権者を中心とするグループにとっての「里山」のイメージは、自身の生活文化の保全を中心としたものとなっていったのだと考えられる。

一方で、M氏やY.S.氏が使う「里山」はそのような認識とは大きく異なる。前述した「連絡会」のマスタープランに裏付けられているのだが、彼らにとっての「里山」像は、生態学的な視点から出発している。マスタープランにおいて、彼らがまず、主張している海上の森の危機は生物多様性の喪失である。生物多様性の危機を考えるために、彼らは海上の森の生態系調査を行った。その調査を通して、海上の森が「里山」であるという意識を獲得していくようになり、人と自然がかかわり続ける「里山公園」という保護のあり方を主張していく。そして、生態系を保全するために、人々の生活を守り、経済やエネルギーを循環させることを提案していく。

同時に、そのために、市民のサポートは必要不可欠であると考えている。さらに、市民

⁴⁶ 2008年6月19日 Y.S.氏インタビュー

⁴⁷ 2008年6月19日 Y.S.氏インタビュー

⁴⁸ 2008年1月27日 Y.S.氏のメール

は、里山に遊びに来るという意味の「お客さん」という位置づけから、「責任を持って積極的に現場にかかわっていく人々」、いわば「有志」という位置づけまでの様々な人々がいることが望ましいとしている。そして、「有志」として活動していくためには、地権者に学んでいく姿勢が大切だと主張している⁴⁹。なぜなら、「有志」といっても、飽くまでもよそ者であり、謙虚にその土地の者に学ぶことが、共に活動していく第一歩だからである。「有志」という言葉がはらむ、ある種のよそ者の傲慢さに気をつけなくてはならない。

以上のように、M氏やY.S.氏にとっての「里山」とは、生態学的な視点から始まり、人と自然がかかわりつづけるフィールドとして捉えられていったのだと考えられる。

地権者らとM氏らの里山の捉え方は一見、「里山」という共通のキーワードを持ちつつも、実は大きく違うことが分かる。同じ言葉を用いているからこそ、運営会議などにおいて言葉を交わしても、お互いがお互いの言葉を理解できなかったのではないだろうか。

6.3.2.よそ者の位置づけ—「お客さん」と「有志」

地権者たちは、土地の者ではないよそ者をお客さん扱いする傾向にあった。

これには、2002年から行われた県による田んぼ再生事業における地権者の経験が大きくかかわってくると考えられる。この事業に、はじめから参加していたM氏は、当時の状況を、「地権者と市民が協働で田んぼを再生する」というよりも、「(近隣都市の)市民はお客さんであり、地権者がホスト」というように感じていたという。M氏はそのやり方に対して、「ある程度市民を教育して、協働という形を取らないと地権者の負担になるだけだ」と地権者に説明したが、変わらなかった⁵⁰。

おそらく、そこでの経験が、地権者が幹事をつとめる現在の会の「里づくりグループ」、「森づくりグループ」に引き継がれ、地権者からすれば、よそ者である近隣都市住民は「お客さん」であり、共に里山を築いていくような「プロ」ではない、という認識がなされているのであろう。

そのため、よそ者が地権者たちと対等な立場で話し合い、取り組みについて考えるということを実現するのは、難しかった。「お客さん」は、土地の者のやり方に口を出すべきではない、のである。

しかし、地権者の認識は当然ともいえる。「お客さん」は、やはり一時的にしか、かかわりを持たない。それまで「海上の森」が里山として認識される以前も以降も、「海上の森」には散策や、バードウォッチングなどの利用が多いことは事実であり、それらは里の人々からすれば「お客さん(Y.S.氏の言葉を借りれば「一見さん」)」である。そして、中には、マウンテンバイク利用者など、迷惑な「お客さん」の存在もあった。

一方で、M氏は、里山保全に近隣都市の住民達がかかわろうとするなら、市民は「お客さん」から、現場で積極的に環境保全を担ってきた、あるいは担う意思のある人々「有志」(宮内 2001)にならなくてはならないと考えている⁵¹。その考え方どおり、M氏は、時間や体力が許した「連絡会」時代などは、里の現場に積極的にかかわっていた。Y.S.氏も、4章2節でふれたように、プレック研究所の環境影響評価調査としての田んぼ体験などで、

⁴⁹ 2008年6月19日Y.S.氏インタビュー、2008年9月18日M氏インタビュー

⁵⁰ 2008年9月18日M氏インタビュー

⁵¹ 2008年9月18日M氏インタビュー

里の住人達と触れ合っていた。

M氏においては名古屋大学教授を退官した2003年ごろは、最低二日に一度は里に訪れ、田んぼの作業を行っていた。その当時のM氏の意見や主張は、ある程度の信頼と説得力を持って地権者に受け入れられていたのだという⁵²。しかし、放送大学の講師などをはじめると、時間を取ることができなくなり、また、体力が低下したことで、森の会の幹事を辞職するまでの一年間ほどは、自然環境調査グループと環境保全グループの活動と運営会議に参加するだけとなっていった。運営会議の場では、「里山保全」についての主張を行っていたものの、現場で共に体を動かして、食事をし、語り合うことがなくなっていったことが、自身への信頼や言葉の説得力などをなくしていった原因だと省みている⁵³。

この点は、大変興味深い。M氏の経験によれば「現場での積極的なかかわり」が、地権者にとってM氏を「お客さん」としてではなく「有志」として迎え入れることを可能にしたのだ。だが、同時に、かかわりを離れてしまえば、また「お客さん」に逆戻りすることも経験した。つまり、お互いをどう位置づけるのかという認識は、かかわりの中で流動的に変化するのである。

よって、現場での行為なしに、運営会議で意見を言うM氏の態度を見て、地権者たちは、違和感を覚えていた。地権者であるI.S.氏は、M氏やY.S.氏らの意見を「現実的でない」と批判している⁵⁴。

よそ者が「お客さん」から、「現場での積極的なかかわり」を通して、地権者と対等に言葉を交わすことができるように信頼されるようになる「有志」になりきれなかったことが、対立を生み出す一つの原因となったのだと考えられる。

さて、ここで興味深いことに、「お客さん」と「有志」の問題を、現在の海上の森の会の主要な問題点としてあげる人物もいる。幼い頃から海上の森とふれあい、海上の森の会設立にかかわり、現在瀬戸市議を務めながら、会にかかわっているH.Y.氏である。現在、海上の森の会にかかわる人々は、海上の森にレクリエーションを求める「お客さん」ばかりで、しっかりと海上の森について考え、積極的にかかわり続ける「有志」(H.Y.氏の言葉を借りれば「兵隊」)がいない、というのである⁵⁵。彼は、「有志」がいなければ、現在かかわっている人々が年齢の問題などで会から抜けた後に、継続的に海上の森を保全活用していくことができない、ということに危惧している。よそ者を「お客さん」と「有志」として、どのように位置づけ、「有志」をどのように育成していくのか、これは里山保全で重要な課題だと考えられる。

以上述べてきた「里山」の捉え方の違いや、「よそ者」の位置づけの違いは、それ単体として問題をひきおこしていたわけではない。この違いは、重なり合いつつ、地権者を中心とするグループと、Y.S.氏やM氏らを中心とするグループの距離を広げていった。

そして、いつの間にか、お互いが自分自身を正当化するため、だんだんと「生活文化保全」や「自然環境保全」(Y.S.氏の言葉を借りれば「生物多様性」⁵⁶)という一般的で説得的な論理を背負ってきたように考えられる。

⁵² 2008年9月18日M氏インタビュー

⁵³ 2008年9月18日M氏インタビュー

⁵⁴ 2008年11月16日Y.S.氏インタビュー

⁵⁵ 2008年11月16日H.Y.氏インタビュー

⁵⁶ 2007年12月5日Y.S.氏インタビュー

ここで、注意しなくてはならないのは、これらの言葉は、実は彼らのうちから出てきたものではないのではないかと、ということである。確かに、海上の森の会の設立趣意書には、「環境保全」と「里山の生活・文化保全」の両立が記されているが、森の会が県主催の検討会の中で形になってきたことを考えれば、これらの言葉は、「彼らが自分で生み出したもの」というよりは、「外から与えられたもの」と考えることもできる。つまり、環境保全と生活・文化保全の両立という目的は、行政にとっての理想的な里山像において目指されるべきものだといっても差し支えないだろう。それらが行政から与えられた言葉であったからこそ、ある程度の普遍性と正当性をもっているものとして、彼らも受け取っていったのではないだろうか。

正当性をもった主張同士の衝突ということになってしまえば、運営会議などで言葉を交わすかぎり、議論は平行線であり、そして、実際には、議論は平行線を辿ることなく、両者は離れていってしまった⁵⁷。

M氏は、それに対して、地権者と自分達双方の責任を指摘する。地権者達は、市民を地権者の「後継者」として育てることはなかった。だが、M氏やY.S.氏も、時間の関係上、積極的に現場で地権者とかがかわることができず、里山というものを共に考えていく機会を十分に作れなかった⁵⁸。それを自己反省的にM氏は「残って言い続けるべきだった」ともらしている。

一方で、興味深いのは、地権者のI.S.氏が、彼からすれば「自然保護に偏りすぎている」とうつついていたY.S.氏とM氏が幹事を辞任したことに対して、森の会から考え方の多様性が失われて、森の会は生活や文化保全に傾いていると分析していることだ。I.S.氏にとっても、M氏やY.S.氏の言動も、やはり自分達と同じく、里山を保全するためのものだと感じられていた⁵⁹。後に触れるが、Y.S.氏が海上の森の会の理想を「公共圏」として捉えていたのと同様に、I.S.氏は、森の会を様々な意見を持つ人が一同に介して協働していける場所として、I.S.氏の言葉を借りれば、「左系の人も右系の人も、中途の人も、一緒になってやっていける」（2008年7月6日I.S.氏インタビュー）場にしないといけないと考えている⁶⁰。

両者とも対立しながらも、離れるべきではない、と考えていることが聞き取りから分かった。その証拠に、M氏やY.S.氏は幹事をやめたものの、会員をやめているわけではない。また、Y.S.氏においては、森の会の自然環境調査グループのメンバーをモニタリングサイト1000の調査メンバーとして登録し、調査を行っている。M氏も、毎週木曜日の自然環境調査グループによる海上の森の定期調査には必ず出席している。

だが、一方で、海上の森の会が、生活文化保全と自然環境保全を両立させ続ける必要があるのか、という疑問がわきあがる。協働するときには生じるストレスをわざわざ背負い込む必要はなく、各グループが自由に団体を作り、重要だと思うことをやればよい、という考え方にも一理あるだろう。

しかし、今後の里山保全のあり方を考えていくと、決してそうはできないのである。里

⁵⁷ 2008年11月16日I.S.氏インタビュー

⁵⁸ 2008年9月18日M氏インタビュー

⁵⁹ 2008年11月16日I.S.氏インタビュー

⁶⁰ 2008年7月6日I.S.氏インタビュー

山保全が行政における重要な政策の一つとして捉えられはじめた以上、多くの現場では、ある種の行政による強制力が働くだろう。海上の森を事例に、次章で考えてみたい。

7.海上の森の会を取り巻くポリティクス

現在、海上の森の会は、生活文化の保全や歴史の掘り起こしに関心が向いている⁶¹。本来、完全に自発的な市民団体なら、団体として何を重視しようと、どのような方向性で活動を行おうと、まったく問題はない。

だが、森の会はその性質上、里の生活文化の保全や歴史の掘り起こしだけを団体の目標に掲げることが社会的に許されない団体である。そして、これは、海上の森に限ったことではなく、現在、多くの現場において行われつつある行政とパートナーシップを結んだ保全団体においても、同じことが言えるだろう。里山保全は全国的に注目されており、行政の政策の中に位置づけられるほど重要視されているからこそ、ある政治的枠組みの中に捉われてしまう活動なのである。

そういった意味で、現在の森の会のあり方には、大きく二つの問題点が挙げられる。

7.1.県との協定と指定管理者制度～これからの里山保全における問題～

まず、一つはそもそも、森の会の設立の目的が、海上の森をフィールドに、県民が広く参加しながら、自然環境保全と里の歴史や文化の保全を行うことであったことに起因する。海上の森の会は、里の住民や近隣都市の住民達の自発的な活動によって設立されたものではない。前述のように、愛知万博前後における県主催の検討会によって、県と地権者、そして県民を交えて話し合いがなされていく過程で、今後海上の森を保全活用していくためには、県民参加の組織が必要だと判断され、設立されたものである。県は海上の森の会と協働して海上の森の保全・活用を行うための協定を締結している。そのため、2006年4月に施行された「あいち海上の森条例」を受けて県の海上の森における保全方針をあらわした「海上の森保全活用計画」（2007年3月施行）においても、県と海上の森の会の協働関係が記されている。

つまり、海上の森の会は市民の任意団体でありながら、県との関係の中で、自然環境の保全と、歴史や生活文化の保全を両立する、広く県民に開かれた組織として活動しなければならないのである。また、現在、海上の森の大部分の管理を担っている県の部署として、「あいち海上の森センター（森林保全課）」がある。だが、人員削減などの問題で、2009年4月から、現在センターが担っている多くの事業が、海上の森の会に委託されることが決定している。また、数年のうちに、センターを指定管理者制度に移行することもほぼ決定されている。センターの指定管理者となった団体は、海上の森の保全管理を一手に担うこととなる。指定管理者の選定にあたって、有力な候補者となってもらうことを願って、県は、森の会にNPO法人取得を勧め、森の会は法人取得に向けて動き出している。

ここでいう指定管理者制度とは、多様化する住民のニーズに、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政の経費の節減等を図ることを目的としたものである。2003年9月に、改正地

⁶¹ 2008年7月6日 I.S.氏インタビュー

方自治法が施行され、地方自治体の「公の施設」の管理に関する制度が改正されたことによって創設された。これまでの「公の施設」の管理運営主体は、公共性の確保の観点から、市の出資法人や公共的団体等に限られていた（「管理委託制度」）。しかし、指定管理者制度によって、民間事業者や NPO 法人、ボランティア団体等、幅広い団体にも管理運営を委ねることができるようになり、「公の施設」の管理、運営に民間の能力を積極的に導入していくことが可能となった。

さて、この指定管理者の選出方法であるが、各地方公共団体が定める条例に従ってプロポーザル方式や総合評価方式などで指定管理者候補の団体を選定し、施設を所有する地方公共団体の議会の決議を経ることで、最終的に選ばれた管理者に対し、管理運営の委任をすることができる。つまり、指定管理者は行政側の自由な任命制ではなく、指定管理者の候補には原則、どの団体でもなることができる。

今までは、行政と正式に協定を結んだ森の会が、海上の森の保全管理の唯一の市民の主体としてかかわることができたが、指定管理者制度は公募性なので、もはや森の会の特別扱いはなくなる。県が指定管理者制度を採用するなら、森の会は組織としてしっかりと確立されなければならない。つまり、自然環境の保全と、生活文化の保全のバランスを保ちつつ、海上の森の保全管理を行わなければならないのである。

今後、経費節減が求められ、それでも、里山保全が行政の政策の一つとして注目されていくであろう社会にあって、公有地の里山保全における指定管理者制度の適用は増えてくるだろう。指定管理者制度によって NPO などに預けた方が、その蓄積されたノウハウにより、さまざまなニーズにあった活動を市民に提供できるし、指定管理者にとっても、自分達の活動の拡大につながり、行政にとっても、経費節減を図ることができる。だが、同時に、指定管理者制度は、ある程度の枠組みをつくり、市民団体の自主性というものに微妙な影を落とすものでもあるのだ。

7.2. 生物多様性保全のモデル地域としての「海上の森」

そして、もう一つの問題は、社会的に海上の森が生物多様性保全のフィールドのモデル地域として捉えられ、そして、その認識は、2010 年に向け、全国的に広がり確立されていくということである。

前述のように、2010 年、名古屋市において生物多様性条約第 10 回締約国会議が行われる。生物多様性条約第 10 回締約国会議誘致委員会のまとめた「CBDCOP10 あいち・なごや誘致構想」において、海上の森は藤前干潟とともに、草の根レベルでの生物多様性保全に取り組んでいる地域、「自然との共生に向けた地域モデル」として世界中に発信するということを主張している。また、生物多様性を学ぶ自然体験型の環境学習の実施の場として「あいち海上の森センター」が挙げられており、エコツアーの場所として海上の森が候補とされている。愛知万博の反対運動を契機に、海上の森が「里山」として位置づけられていったのと同様に、COP10 を契機に、海上の森は、日本においても、世界的にも生物多様性の保全のモデル地域として位置づけられていくこととなる。

以上のような、社会的な位置づけの中にあっては、市民団体の一つとはいえ、森の会は、その事業において生活文化の保全と自然環境の保全を両立せざるを得ないのである。また、

県との協定、また、今後の指定管理者制度のことを考えれば、なおさらである。したがって、森の会では、様々な意見や考え方をもちた人々と協働していく方法を模索せざるを得ない。

それでは、どのようにすれば、異なった意見を持つ人々と協働していくことができるだろうか。Y.S.氏が企図していたように、関係者が対等な立場から、徹底的に言葉を交わし、議論することで、ひとつの合意に達するという方法があるかもしれない。それは、Habermasのいう「討議」に似ている。「討議」とは、「よりよい論拠」のもつ力以外のあらゆる権力の作用が無効にされているコミュニケーションの反省形態を指す(齋藤 2000)。たしかに、討議は合意を算出することを目的とするコミュニケーションである。

しかし、実際には、お互いの言葉を交わす運営会議では、議論が平行線どころか、離れていってしまった⁶²。言葉を交わし、お互いを理解し、ある具体的な結論を導き出す、というあり方は理想的であるし、多くの協議会形式の運営会議の場もそのように使われるべきだったのだろう。だが、森の会においては、言葉を交わすだけでは、何かが足りなかった。それを、次章で検討したい。

8. 違いを理解するために

言葉を交わすだけで、距離が広がっていってしまった会には、何が足りなかったのだろうか。実は、会の設立当初行われた取り組みが、その鍵を握っていると考えられる。前述した「ため池づくり」である。地権者との関係などに苦慮していた Y.S.氏は、「ため池づくり」を「(地権者と) やっと話が通じる鍵」と表現した⁶³。

では、なぜ、Y.S.氏は「ため池づくり」を「地権者と話が通じる鍵」と表現したのだろうか。Y.S.氏のいう「話が通じる」とは何を指すのだろうか。

Y.S.氏のいう「話が通じる」というのは、自分達の意見を対等に地権者に聞いてもらえるということを目指すのだろう。2008年1月27日 Y.S.氏のメールからも伺えるように、海上の森の会は Y.S.氏にとって「公共圏」だったのだ。ここでいう「公共圏」とは、専門的な語義をもつものではなく、「対等に意見を交換し、議論やコミュニケーションをもって一つの具体的な答えを導くことのできる場」というくらいの意味だと考えられる。Y.S.氏が口癖のように言う「ガラガラポンする」という言葉も、多くの意見を取り込みながら、一つの方向性を導き出すという意味で使われている。その場における意見は、ある種のコードによって強化や強制されるものではなく、対等に扱われるものとして想定されるだろう。様々な背景をもつ人々が集まり、意見交換をしながら具体的な答えを導き出した万博検討会議の座長、谷岡郁子氏と行動を共にしてきた Y.S.氏にとって、そういった会議の想像は難しくなかったのだ。

そして、Y.S.氏にとって「ため池づくり」は、対等に意見を交換し、議論やコミュニケーションをもって一つの具体的な答えを導くことのできるものだったのだ。

では、なぜこの取り組みが、対等な意見交換を可能とすると考えられたのだろうか。そして、なぜ、ため池づくりを行っていた当初、人々の雰囲気はよく、共に活動することができていたのだろうか。

⁶² 2008年11月16日 I.S.氏インタビュー

⁶³ 2007年9月13日 Y.S.氏インタビュー

また、同時に、なぜ、「ため池づくり」がなされていたにもかかわらず、彼らは一見分裂するようになってしまったのだろうか。

以上のような二つの点に注意して、「ため池づくり」を分析、検討していく。

8.1.様々な効果を持つ「ため池」

ため池は、様々な視座を持つ人々の目的を重ねあわせることのできるフィールドである。まず、ため池は生物多様性の宝庫であり（高村 2007）、また、しばしば絶滅危惧種の宝庫である（角野 2002）。その生物多様性は、ため池の中だけにとどまらず、ため池周辺の環境についてもいうことができる。そして、それらの生物多様性は、人がつくり利用することで維持されてきた。つまり、里山同様、身近で豊かな自然といえるだろう。だが、現在、全国的にため池は減少傾向にある。それは、ため池の管理の根幹を担う村落共同体の脆弱化や崩壊が原因とされている。そのため、高村（2007）は、ため池の生物多様性の保全にも、社会的な要素を分析して取り組んでいく必要性があることを訴えている。そして、現在、高い生物多様性を維持しているため池を、地域の大切な資源として位置づけ、保全のために何らかの手を講じることを提案する。

以上のように、海上の森における生物多様性を高める一つの方法として、ため池の復元は Y.S.氏や M 氏らにとって、必須事項であった。また、ため池そのものの復元もさることながら、ため池が復元されることにより、休耕田や耕作放棄された畑地にもう一度水が行き渡り、農耕が再開される可能性が高くなる。そうすれば、水田における生物多様性も高まることとなる。

また、ため池の効用は生物多様性が高くなることだけではない。ため池が復元され、水が里に適切に流れるようになれば、現在よりも、農耕が楽になるほか、今は休耕田や放棄地となっている多くの田畑が蘇るだろう。それは、地権者たちの記憶を呼び覚ますこととなる。現在の地権者は、農業をして生計を立てているわけではなく、ふもとの山口の町や、近隣の都市に勤めている。兼業農家ですらない。収穫物は自家消費が基本である。

だが、彼らが幼い頃、里では当たり前のように、その親達が農業を営んで生計を立てていた。その頃の村のイメージを I.S.氏は「田んぼがあって、畑があって、民家があって、夕方になるとちょっと煙突から煙が出とってね、そういうイメージがあってこそ、ここがいいなあと思うんだな」（2008年11月16日 I.S.氏インタビュー）と語る。その後、農業の担い手はいなくなり、ため池は管理されずに消失し、休耕田や放棄地が増えていった。しかし、彼らの心の中には、農業への憧れと想いがある。それは、彼らの休日の過ごし方であらわれている。毎週末、彼らは、山口の町から里へと帰り、農業を営む。特にそれらは経済的な利益になるわけではない。だが、彼らにとっては、農業が、里の土地や、親や祖父母が連なっている里の生活の歴史との絆なのだろう。農業は、彼らが、他ならぬ里の住人である、というアイデンティティを保証するものなのである。また、彼らにとって、農業とは、精神的な要素が強い「遊び仕事」（マイナーサブシステム）のようなものだと考えられる。それは彼らの生の豊かさへとつながっている。

興味深いことに、彼ら自身、自分達の農業を「遊び仕事」という言葉で表現している⁶⁴。

⁶⁴ 2008年11月16日 I.S.氏インタビュー

これは、センター主催の「人と自然の共生国際フォーラム」(2007年11月24日、25日)で講演した鬼頭秀一によって、里へと持ち込まれた概念である。それまで、経済的な利益を生まない農耕のもつ意味をよそ者に説明しにくいと感じていた彼らは、「遊び仕事」という言葉によって、自分達の活動を積極的に評価できるようになった。

したがって、今の彼らにとって、水の供給不十分の影響で田んぼや畑を失うということは、自分達のアイデンティティの保証や、生の豊かさにつながる「遊び仕事」を失ってしまうということである。そのため、ため池の復元は地権者たちにとっても重要な課題となる。

興味深いエピソードとして、以下のようなものがある。蛙や、トンボ、ホタルなどの生物種の保全の話をする時、とても嫌な顔をする地権者が、ため池復元という視点から話をする時、手のひらを返したように、田んぼのためにぜひ必要だと賛同するという⁶⁵。Y.S.氏の言っていた「話が通じる鍵⁶⁶」というのは、まさにこのことだったのだろう。

また、ため池が復元されれば、当然ながら、人の継続的な管理が必要となる。それは、個人では行うことができないものである。昔から、ため池は村落共同体の中で共同管理されてきた。つまり、おのずから里のコミュニティのリンクが、担い手は代わったとしても、復元される可能性もある。

その他にもため池の効用はいくつも存在する。

たとえば、「野あそびグループ」が行っているような、子ども達の遊び場や、環境教育のフィールドとして用いることもできるし、様々な生物が増えてくれば、生物観察やレクリエーションの場所としても用いることができる。

「ため池」は、様々な可能性をもつフィールドとして期待される。

8.2.身体的な協働行為としての「ため池づくり」

また、「ため池づくり」という行為自体がもつ意味も大切になってくる。

「ため池づくり」のために必要な作業は、地権者や一部の人間だけではこなすことができない。つまり、どうしても、様々なメンバーの協力が必要となってくる。そして、現場で同じものを見て考え、言葉を交わし、体を動かすことが求められる。

Y.S.氏は、「ため池づくり」を、みんなで一つのことに取り組むことで、お互いの違いを理解し、認め合うためのきっかけ(Y.S.氏の言葉を借りれば「テーブル⁶⁷」)とできないかと考えていた⁶⁸。運営会議で言葉を交わすだけでは、現実的なものが見えてこないうえに、ケンカになってしまうこともあった⁶⁹。運営会議におけるストレスは地権者 I.S.氏を中心とするグループも、Y.S.氏らも感じていたようである。ため池づくりについて、「たとえば共同で、労働だとか作業をするということが一番しゃべらないで済む」(2008年11月13日 Y.S.氏インタビューより)と語る。

前述したように、M氏が現場に出向くことが出来なくなって以降、M氏の言葉は、地権者達にとって説得力を失ってしまったとM氏は判断している。おそらく、これは、地権者

⁶⁵ 2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

⁶⁶ 2007年9月13日 Y.S.氏インタビュー

⁶⁷ 2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

⁶⁸ 2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

⁶⁹ 2008年11月16日 I.S.氏インタビュー

達が M 氏の主張そのものの妥当性を疑っていたというよりも、現場に来ないまま主張される M 氏の言葉を「筋が通っていない」と判断したからではないだろうか。ここで言う「筋が通っていない」は、「主張が論理的ではない」という意味よりは、「道理に適っていない」という意味を持つだろう。現場で汗を流さない人間が、運営会議では対等に言葉を交わそうとするとき、地権者達は、違和感を覚えるのだろう。だから、I.S.氏は Y.S.氏や M 氏らの主張を「現実感がない⁷⁰」というのだと考えられる。

ため池づくりという実践は、言葉を会議室で交わすだけの、運営会議とは大きく違う。現場で共に汗を流し、同じものを見ながら、語るその言葉には、ある種の現実感が含まれていき、聞く側も現実感をもって聞くことができたのだろう。現場における語らひは、地に足が着いているもののように感じられ、共に体を動かすことによって、お互いに信頼関係が構築されていくことを期待できるのではないだろうか。それを表すかのように、ため池づくりに当初からかかわってきた人々は、ため池づくりが開始された頃は、会が一丸となって活動していたように感じている⁷¹。

お互いの言葉に耳を傾けやすくすることは、お互いの主張の違いを理解させることにつながるだろう。お互いの違いを理解できれば、共に一つの答えを導き出せるかもしれない。

これは、運営会議のような主張を平行線的に並べるという作業とは異なる。意見を調整し、ある一つの妥協点を探るものではなく、お互いの主張を理解することで、相互変容し、共に共通の認識にたどり着く可能性を秘めているのだ。

また、ため池づくりは、かかわる人々全員が共に一から学ばねばならないことである。海上の里にため池がなくなって久しい⁷²。昔のため池の作り方、管理方法を知る人間はいない。そのため、ため池とはどのようなものか、ため池を維持管理するためにはどういったことが必要なのか、という学習をはじめ、里のため池は具体的にどのようなものを目指すのか、など議論を交わしていく必要がある。共に学習をしていくことで、対等に意見を交わしていくことができるような雰囲気づくりをすることもできるであろう。

さらに、ため池づくりは継続的にかかわり続けることが求められる作業である。長期的なかかわりの中で、地権者にとって、よそ者が「お客さん」という位置づけから「有志」として捉えなおされ、また、よそ者が自身を「有志」とするという自覚を獲得することができるのではないだろうか。M 氏の経験から見たように、「お客さん」と「有志」は流動的なのである。

もちろん、すべてのよそ者が「有志」になる必要はない。時間や体力の都合上、すべての人が、積極的に長期的なかかわりを持つことなど不可能であるし、また、「お客さん」は、「有志」が保全管理する里山を客観的に評価する視点を提供してくれる。また、「有志」は、はじめから「有志」だったわけではない。はじめは「お客さん」として、現場にかかわりはじめ、行為や経験を通して、知識や意識が醸成され、「有志」として成長していく。「有志」は「お客さん」から育成されるのだから、「お客さん」の存在には意味があるといえるだろう。

そして、地権者と「有志」であるよそ者が、信頼関係のもと、お互いに意見を交換し、

⁷⁰ 2008年11月16日 I.S.氏インタビュー

⁷¹ 2008年9月18日 I 氏インタビュー、2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

⁷² 2008年9月18日 I 氏インタビュー、2008年11月16日 I.S.氏インタビュー

共通の認識に至ることができれば、当該地域における問題を設定し、共に解決していくことができるのではないだろうか。

8.3.違いを理解するための実践として—ため池づくり—

以上、見てきたように、ため池づくりは、お互いの違いを理解し、相互に変容して、共通の認識を獲得するためのきっかけとなる実践であった。そして、その実践のインセンティブとなったのは、ため池自身のもつ効果であった。ため池は、様々な目的を重ね合わせることでできるフィールドだったのだ。

では、なぜ、この取り組みがなされていたにもかかわらず、対立する当事者は結局分裂してしまったのだろうか。一つの問題は、時間的制約などによって、「よそ者」である人々が、取り組みに参加できなくなってしまったことが挙げられる。しかし、それ以上に注目すべき点は、上記のように多くの有効な可能性が、当事者の中で共有されていなかったということである。上記に挙げたような「ため池づくり」の効用に気付いていたのは、おそらく、「ため池づくり」を入り口に、地権者と対等に言葉を交わす場を作ろうとしていたY.S.氏くらいであろう。その認識は共有されることなく、当時の会内部においては、「ため池づくり」の効用は、各人にとっての有益な側面からしか理解されず、本来もっている効用をすべて引き出すことができなかった。しかし、今の会においては、「ため池づくり」の効用がまた違った側面から理解されるはずである。

このため池づくりから、学べるものとして、いくつかのキーワードが挙げられる。それは、「目的が重ね合わせられる実践」、「身体的な協働行為」、「現場での語り」ある。

当事者同士が違った考え方をもっていても、その目的が重ね合わせられるような実践を通して、身体的な協働行為が生まれ、信頼関係が構築されていく。

それでは、ため池づくりから学んだこれらの取り組みは、今後の里山保全を考えるうえで、どのように生かすことができるだろうか。次章で検討したい。

9.今後の里山保全を考えるために

9.1.「里山保全」は揺れ動く

森の会においては、里山の捉え方の違いや、かかわりにおける意識の差などが、言葉を交わすだけの運営会議においては、理解されることなく、対立を生み出してしまった。そして、議論を重ねていく中で、お互いに「生活文化の保全」や「自然環境の保全」という正当性をもつ言説を援用するようになり、対立が先鋭化していった。

ここで留意すべきは、6章で触れたように、「生活文化の保全」という言葉や「自然環境の保全」というものは、実は外からもたらされたものなのかもしれない、ということである。また、5章や7章で見てきたように、海上の森の会は、市民の声を聞きながらも、ある程度、行政の主導のもとに組織された市民団体である。実は、海上の森の会が作られていく直接的契機となった「海上の森・県民参加の組織づくり準備会合」(2003年～2004年)の報告書『海上の森・県民参加の組織づくりに向けて』(2004年8月)において、海上の森の会の大きな活動内容として自然環境保全に関することと、里の生活文化保全に関すること、そして施設などの維持管理活動の三つが掲げられているのである。これが、海上の森の会の設立趣意書に引き継がれていく。

「里山」という同じ言葉を用いているからこそ、考え方の違いが明るみに出ずに、当事者間の違和感だけが募っていく中で、人々が自分の態度を正当化するために、「生活文化の保全」や「自然環境の保全」といった外にあった考え方を持ち出したのかもしれない。それが、違いを理解する機会を妨げ、お互いを遠ざけてしまったのではないだろうか。さらに、外から与えられた考え方の持つイメージが、どこか固定的なものであったからこそ、彼ら自身の態度も硬直化していったのではないだろうか。

里の住民達は、愛知万博をきっかけに、自分達も過疎化した場所だと見限り始めていた場所に、もう一度価値を見出し、自分のアイデンティティを再形成していった。彼ら自身の認識が、I氏などのよそ者の流入により変容したことで、里にもう一度価値を見出すこととなったのである。つまり、実は現場をどう捉えるのか、何に価値があるか、は流動的なのである。そのような認識の変化を経験したにもかかわらず、彼らが獲得した生活文化の保全という考え方は、彼らを目先の農業や生活の持続にとどまらせ⁷³、自然環境保全というY.S.氏らの視点を取り込んだ上で、新たな里山の生活文化を築き上げるところまではいかなかった。生活や文化といったものは確固としたものとして存在するのではなく、つねに様々な要因で、揺れ動き作り変えられるものなのである。

また、同じようにY.S.氏自身も原生自然保護の視点から、里山保全へと認識を変化させてきた経験を持つ(曾我部 2005)。しかし、里の住民達に思ったように意思が伝わらず、それを「閉鎖的な村」と形容してしまい、硬直的な自然環境保全を訴えてきたのではないだろうか。その一つが、普遍的な「生物多様性の保全」という価値の導入である。2007年12月に聞き取りを行っていた際に、自身の立場を適切にあらわしてくれるものとしてY.S.氏の口から出た言葉である。里の住民達は、生態学的知見をもっているわけではない。その彼らに、「生物多様性の保全」を訴えても、話は通じないどころか、かえって再び「現実的でない」話をしていると思われてしまうだろう。もともと、「そういった伝え方をして話も通じない」という反省のもと、Y.S.氏の中には「ため池づくり」を戦略的に利用しようという意図があったはずだ。しかし、現場で語りあう時間を取ることができなかったことなどが原因で、地権者達との距離が広がっていく中で、再び硬直化した自然環境の保全を推し進めるというやり方に戻っていったのではないだろうか。

4章でも触れたように、人々が海上の森に対して抱いていた「手つかずの自然」というイメージは、万博を経て「里山」というイメージに変化していった。海上の森が人々にどのように捉えられて、その中で何を重要視すべきかは、つねに揺れ動くのである。

現在の森の会がそうであるように、内部の動きによって、海上の森が「歴史的に生活が営まれてきた場所」として捉えられ、生活文化の保全が重要視されるときもあるだろう。同じように「貴重な自然を豊かに有する場所」として捉えられ自然環境保全が重要視されることもあるのだ。そして、おそらく2010年開催の生物多様性条約第10回締約国会議を迎えるにあたって、後者の傾向は強くなるであろう。

現場をどう捉えるのか、「何を守るのか」は、団体内部の動きによって揺れ動く。しかし、それらは外的なポリティクスによって、その揺れ幅をある程度規定される。指定管理者制度に直面した森の会は、生活文化の保全と自然環境の保全を両立しなければならない状況

⁷³ 2008年9月18日M氏インタビュー

に置かれる。

そして、序章でも触れたように、海上の森という生態系も静的にそこに存在しているわけではない。日に日に生態系は変化していく。つまり、会をとりまく内的外的要因に加えて、生態系の変動によって、保全活動は、つねに揺れ動きながらすすめられていくこととなる。

9.2. 「里山」とは何か？「里山保全」は何を保全するのか？

そもそも、理想的な「里山」という何か形のあるものが、どこかに存在するわけではない。しかし、里山保全と聞くと、昔どこかに存在していたような、懐かしい感じのする風景が思い浮かべられ、人為によってダメージを受けた現在の環境を、その古き良き時代の姿に戻すようなイメージがつきまとう。

だが、現在の環境を、理想的な「里山」の姿に復元することが適切かどうかは、慎重に検討しなくてはいけない。外部環境や社会的条件が日々変わり続ける中で、それは現実的に難しいし、環境を単純に逆行させることは、現在息づいている生態系の破壊を意味する場合もある。

このあたりの議論において、富田（2007）の指摘は興味深い。富田は自然再生事業の「自然再生」という言葉の意味を問いなおし、自然再生事業で再生されるべきは「ひとと自然のかかわり」とであると指摘する。その中で、自然再生が取り組みやモニタリングにおいて生態学的な機能の復元などだけに終わってしまえば、結果的に、自然再生は、日常的な世界から暗黙のうちに乖離してしまうと主張する。つまり、過去に向けて想起される理想的な「里山」のようなものを掲げ、それを目指して生態系を復元（あるいは再現）するのは、結果的に、その自然と私達の世界を乖離させてしまうことにつながるだろう。

また、自然環境は有機体とは異なり、閉じた系ではない以上、広がりを持つものなことから、その空間だけ切り取って保存することは、原生自然保護のあり方に対する批判を同じように受けるだろう。

今一度、「里山」とは何なのだろうか。「里山保全」とは何を保全する運動なのだろうか、という問いに立ち戻りたい。

言ってしまうと、里山保全が守るべきものは、里地における固定的な生活や文化それ自体だけでもなく、里山における固定的な自然環境それ自体だけでもない。里山保全運動が守るべきものは、人と自然との継続的なかかわりをもつ動的に変動していくそれらであり、生活や文化と自然の関係性なのだ。関（1999）が指摘したように、守るべきものは、「かかわり」の中にある自然であり、森岡（1999）が指摘したように、身近な自然の保護の対象として思念されるのは、人と自然がこれからもかかわり続けていくであろう時空の「空間性」と「歴史性」なのだ。

海上の森の会において、生活や文化を保全することに熱心である地権者達と、生態学的視点を持って海上の森の保全を推し進めようとした人々は、考え方やアプローチは違えども、両者とも海上の森とのかかわりを大切にしてきた人々であり、これらからも主体的にかかわっていこうとしている人々である。だからこそ、自分達のかかわり方が、一見否定されてしまうように聞こえる意見には賛同できなかったのかもしれない。里山が人と自然とのかかわりのなかで捉えられる動的な環境なのだとしたら、生活文化も、自然環境も、

人と自然とのかかわりの中でこそ動的に捉えなおされなくてははいけない。

里山の環境は人と自然とのかかわりのダイナミズムの中において形作られてきたものであり、そうであるなら、守られるべき環境は、人と自然とのかかわりの中で想起されるのである。そして、それは、人の側の社会的な条件や、自然の変化によって常に作り変えられ、揺れ動き続けているからこそ、生態系においても、人間においても、豊かな環境が形作られるといえるだろう。

人と自然のかかわりのダイナミズムの中で環境が形作られ、だからこそ、「望ましい環境」も動的に形作られていくという捉え方は、環境倫理学の中でも論じられている。富田（2008）は九州を流れる松浦川のアザメの瀬における自然再生事業を分析する中で、かかわる人々が、自然再生事業の中で交流し、身体的な経験を共有していくことで新たな経験が加わり、見方が変化し、当該地域に対する新たな価値付けや社会関係が生まれ、それぞれの再生への論理が変化していくことを指摘する。また、事業が進展していくにつれて、新たな価値づけや新たな社会的関係を得て、かかわる人々の中で、望ましいアザメの瀬の姿を新たな思い描くようになっていくことを描き出し、アザメの瀬における自然再生事業の特徴が、論理の並存と相互変容というダイナミックなプロセスにあることを明らかにした。

人と自然とのかかわりのあり方の中で、保全されるべき生活文化や自然環境の位置づけは変化する。そうならば、その現場で求められる「里山」は「かかわりの場」として、集う人々の思惑や、環境、社会的条件に応じて、つねに作り替えられていくわけだし、そうでなくてはならない。

9.3.里山保全の現場に求められること

里山保全の現場に求められることは、「現場をどう捉えるか」や、「何を守るのか」ということは、つねに揺れ動くのだと、当事者達が把握することである。そうできれば、硬直化した論理による対立を避けることができるし、絶対的な「守るべきもの」を立ち上げてしまったがゆえに、内的外的要因に柔軟に対応することができないという事態を避けることもできる。

より具体的には、つねに揺れ動く里山保全のあり方の中で、つねにその時々が必要に応じ、「何を守るのか」を問い直し、主体が新たに作られ、地域に根ざした里山が作りあげられていく場を当事者間で保証することが必要なのである。そういった場を構築できれば、一時的に重要でないと思われる現場の捉え方、「何を守るのか」という考え方も、活動の中から排除されることなく、担保される。そして、また、いつか状況が変容したときに、それらが受容され、活動はより多様性と豊かさを有していくこととなる。

その一つの具体的な例となり得るのが、8章で取り上げた「ため池づくり」である。内的外的要因によって状況が変動すれば、人々の「ため池づくり」に対する認識も変容するはずである。

つまり、会の方向性が偏りはじめていくという自覚があり、指定管理者制度や、COP10を迎える今だからこそ、「ため池づくり」にもう一度焦点をあて、当事者の中で、取り組みの意味を再度理解しなおすことができるのではないだろうか。固定的に「ため池づくり」の効用を評価し、以前効果がなかったからその取り組みは意味がないとすることは、結局、

固定的な里山保全を生み出すことに他ならない。そうではなく、「ため池づくり」のみならず、今までの取り組みを再度問いなおす中で、豊かな可能性を持つものであることを捉えなおすことが重要なのである。そして、「ため池づくり」には、見つめ直すだけの効用があることを8章で示した。

本研究において、「ため池づくり」は「失敗した事例から拾い上げた一つの可能性」なのではなく、揺れ動き続ける里山概念と「里山保全」の中で、今まであった取り組みに別の角度から光が与えられることで、新たな試みを設定せずとも、豊かな取り組みを行うことができることの裏づけである。

以上のように、状況の変化に応じて、新たな里山を再生産する重要性を述べてきたが、もちろん活動は決して無秩序に行われるのではない。状況が変化したときに、行われるのは「何でもあり」というわけではない。そのため、当事者達が、その中で活動をしていくべきある程度の「揺れ幅」を定めなくてはならない。そして、その「揺れ幅」の中で、こういったことを大切にして活動をしていくのか、を考えなくてはならない。それが市民の自主性であり、それこそが里山保全における合意形成である。それが、その地域におけるレジティマシー（宮内 2006）ということになるだろう。地権者であっても、よそ者の「有志」であったとしても、そこで生み出されたレジティマシーを尊重して、こういった活動をしていくかを考えていくことが望まれる。

この部分で、福永（2008）の議論は興味深い。福永は流域の保全再生を分析する中で、流域の環境が、人と自然のかかわりのダイナミズムの中で培われることを確認する。そこから、「のぞましい」生態系の姿とは何かを検討する中で、社会的に提出される「のぞましい」生態系の姿を明らかにするとは、「人々が利用したい生態系のサービスが利用し続けられるような」生態系の姿の範囲を明らかにすることであると展開する。しかし、既往の環境倫理学は、ただ文化的、社会的に抽出されてきた「のぞましい」生態系の姿をよしとし、その「よしとする」という価値の部分だけを取り出して議論してきた。つまり、ある生態系サービスが「なぜ」利用されることが必要であり、生態系がその姿に相互変容してきたのかという経緯について言及してこなかったことを批判し、本来必要なのは、人々がどのような生態系サービスを利用したいと考えているか、それにもとづくと、どのような生態系の姿の「範囲」を示すことになるのか、というところを、生態系の姿の評価である価値判断の基準と共に考えるべきだと主張する。そして、その「範囲」の中で、「重みづけ」を行う際の糸口として、「＜応答と関係の場＞で開かれる正統化のダイナミズム」という枠組みを提案する。それは、差異ある主体が提示してくる多様な「のぞましい」生態系の姿の範囲について、優位づけを「フェアに」行ったり、異なる意見を持つ人々のあいだに、それぞれの人々が抱えるのとは別のあらたな生態系の姿の範囲を提示したりして、人々から妥当であるとの承認を得ることができるダイナミズムである。

その地域におけるレジティマシーは、人と人とのかかわりの中、また、人と自然とのかかわりの中でしか立ち上がらない。おそらく、ある地域において保全活動が長年続けられ、多くの経験が蓄積されたとしても、絶対的に正しい答えはどの段階でも出てこないだろう。そうではなく、人と自然がかかわる中で、当事者達が学び続け、絶えず運動を見直し続ける視点が求められる。だからこそ、「ため池づくり」などの実践を、当事者全員で取り組むことが必要であるし、その中で「身体的な協働行為」や「現場での語り」を通して、信

頼関係やお互いの立場の尊重などが促され、当事者達が上記のような視点を確保することが重要である。

9.4.ダイナミズムとして捉えなおす意味の再検討

海上の森の会における自然環境保全の背景を持つ人々と、生活文化保全の背景を持つ人々の対立を、人と自然のかかわりのダイナミズムという視点から捉えなおしてきた。固定的に対立を描くことを避けることで、人々がさまざまな要因による状況の変化の中で、もう一度共にやっていく方法を模索することができるからだ。

だが、一方で里山保全活動のあり方をすべてダイナミズムの中に回収してしまえば、当事者達にとって望ましい状況でも、望ましくない状況であったとしても、それはそれとして肯定されてしまうようにも思える。現在、海上の森が抱えている対立や、視点の偏りなどの問題も、ダイナミズムの一側面だと言ってしまうからだ。

だが、運動の視点からすれば、現場において、活動の中に対立が生じ、会員が離れていってしまったり、感情的に対立が起きてしまうことは、やはり問題である。これを、ダイナミズムの一側面であるから「良しとしろ」というのはおかしい。かえって、現場に「ダイナミズム」という新たな強制力が働きかねない。それは、現場の痛みを肯定することにつながる。

こういった混乱を避けるためには、保全活動が持ついくつかの側面から、同時に相互連関的に分析する必要があるだろう。それは、社会的なレベルと、日常的な活動のレベルと、運動のレベルである。

前述してきたように、社会的なレベルにおいては、県とのパートナーシップや、指定管理者制度、COP10などの社会的なポリティクスに取り囲まれ、「海上の森の会」は、生活文化保全の視点はもちろんのこと、生物多様性保全の視点を持つ人々とも共に活動をしていかざるを得ないという揺れる状況の中に置かれている。

一方で、日常的な活動のレベルにおいては、里山での遊びや、自然観察、林業経験や農耕体験、文化保全などの活動は続けられている。自然観察グループのメンバーによって行われているモニタリングサイト1000の調査活動は自然環境保全の取り組みの一つであり、一方で里づくりグループによる農耕体験や里山の文化体験などは生活文化保全の取り組みの一つとして行われている。また、そのどちらにも属さない里山での遊びなどの活動など、揺れ幅を持ちながら、多様な活動は依然続いている。

だが、以上のようにだけ分析してしまえば、現在の海上の森の問題はダイナミズムの中に回収されてしまう。しかし、併せて運動のレベルから分析したときに、海上の森には確かに路線の対立という問題が存在する。つまり、運動のレベルで分析するということが、対立などの問題を浮き彫りにさせることにつながるのだろう。しかし、やはりこれだけでは、対立を先鋭化させてしまうだろう。

だからこそ、かえって社会的な側面と日常の活動の側面のダイナミズムから併せて分析を行うことは、運動のレベルにおける問題を一時的に相対化し、問題の内実を捉え、その現場に求められる運動のあり方をさぐることにつながるのだろうか。

重要なのは、問題を相対化することで、問題の解決とみなしてしまうのではなく、具体的に現場にある問題を、別の側面から検討することで解決する方法を導き出すことである。

海上の森を例にすれば、確かに自然環境保全系の背景を持つ人々と、生活文化保全系の背景を持つ人々の間には対立がある。その対立はダイナミズムの一部であり、絶対的で固定化されたものではない。海上の森の会の社会的レベルからすれば、両者はそれでも共にやっつけていかざるを得ない状況に置かれているし、日常の活動のレベルからすれば、やはり両者は同じ会に所属しながら、同じフィールドで活動を依然として続けている。それは、両者の活動ははっきりと区別されるというよりは、海上の森の会における様々な活動の連続線上に置かれていることを意味するといえるだろう。

したがって、たとえ今、運動のレベルで両者が合意することができない状態にあるとしても、何らかのまとまりを持ちつつ、外的な要因に柔軟に対応できなければ、運動を存続することは不可能である。そのため、当事者がその危機感を共有することで、それでも共にやっつけていく方法を模索することは可能だろう。

また、運動のレベルで両者が合意できなかったとしても、日常の活動を続けることは可能であり、ならば、日常の活動の中から、運動の問題を解決する方法を導き出すことは可能だろう。

そういった意味で、「ため池づくり」は、運動のレベルにおける対立の問題を一時的に棚上げし、両者が協働しながら、社会的な状況に対応するための戦略的な取り組みといえるだろう。同時に、日常の活動を通じた「身体的な協働行為」、「現場での語り」は、当事者間の信頼関係を構築し、お互いの立場や考え方を認め合うことを促し、運動のレベルにあった問題を解消するための素地を作り上げるだろう。

よって、里山保全活動における人と自然のかかわりのダイナミズムは、運動のレベル、社会的なレベル、日常の活動のレベルと同時に多層的に検討されなければならない。

9.5.ダイナミックな里山保全と暫定的な合意形成

里山保全において、当事者達がある当為や目的について合意を形成したとしても、それを絶えず変動する環境や社会的条件と照らして、問い直し、再生産する場の必要性を検討してきた。

ここで、合意形成というものの自体に焦点をあてて検討したい。一見、ダイナミズムの中で、暫定的に形成されるだけの合意は「何も決めていない」ということを意味するようにも思える。結局は、何も決まらず、活動が不可能のようにも感じるかもしれない。しかし、それは、今までの合意形成があまりにも固定的で一義的な「合意」を算出することを前提としてきたことを意味しないだろうか。

「合意を形成する」ということは何を意味するのだろうか。

9.5.1. 固定的な「合意」に対する批判

多様な主体間における「合意形成」について、これまで多くの議論が繰り返されてきた。環境社会学の分野においても、環境問題の解決にむけて、「公共圏⁷⁴の構成要素となるような個別具体的な、意見交換と意思表示の場」を意味する「公論形成の場」の豊富化（船橋1998）が主張されてきた。

しかし、公論形成の場の設置や参加する主体の議論だけでは解決しない問題も指摘され

⁷⁴ ここでいう「公共圏」を、船橋は「Habermas（1990）が示したように、相互に対等な諸個人が、社会的諸課題や文芸作品を主題にして批判的な討論を持続的に行うような開放的な場（花田 1996）」と記している。

ている。たとえば、平川は（2004）は、札幌市真駒内川の落差工をめぐる行政と住民の対立を分析し、行政機関の専門知と住民の環境認識との構造的格差の問題を指摘した。また、脇田（2001）も、滋賀県における石けん運動を分析し、行政一住民間における合意形成において、コミュニケーションの過程において「状況の定義のズレ」があることを明らかにした。以上のように、合意形成において、当事者間のコミュニケーションにおける問題点が指摘されている。

同じように、合意形成のもつ手続きの問題も指摘されている。土屋（2004）は、長野県中信地区の廃棄物処理施設検討委員会を分析し、公論形成の場において「参与する諸主体の平等性と議論の公開性を確保することによって諸主体間の合意に導かれる」という共通理解は、現場において妥当性と支持を失っていったことを指摘し、民主的な討議の場を貫く手続き主義的な理念が、社会的格差をとまなう結果を承認せざるを得ないことを明らかにした。

以上のように、現在、合意形成において、実証的に問題が指摘されている。

その中で、合意形成における「合意」自体のあり方を問いなおす議論も展開されている。数土（2000）は、現代社会における今までの合意形成のあり方の限界を指摘し、既存の合意形成の手段が有効でない場合には、「互いの理解のしがたさに関する合意」という意味を持つ「最小限の合意」が有効であることを主張する。齋藤（2000）も、ハーバマスの「討議⁷⁵」を検討する中で、その行き詰まりを指摘する。そして、当面の集合的な意思決定が避けられないコンテクストにおいては、暫定的な「妥協」の形成によって乗り越えるしかないと主張する。ここで言う妥協とは、「合理性」をめぐる価値解釈の複数性を一義的なものに強引に解消することを避け、議論が未完のものであることを当事者間で了解しあうことである。また、討議は合意が形成されていく中で同時に「不合意」が創出されていく過程であることを指摘し、意思決定の「可謬性」を重視し、意思形成過程そのものにおける不合意に意図的にアテンションを向けることの重要性を主張する。その主張に示唆を受けた黒田（2007）は、札幌市の河川改修事業における住民参加を分析し、合意形成の参加者が「不合意」の認識を共有することで初めて、一定の「合意」を形成することが可能となり、参加や議論が継続的なものとなったことを明らかにした。そこから、「合意」が想定されていることによって軽視されがちな「不合意」の部分を含む合意形成のあり方を提示した。

これら一連の議論は、合意形成において、「合意」というものが固定的に検討されてきたことに対する批判として受け取ることができるだろう。今までの合意形成においては、参加者が対等に言葉を交わすことが可能な公共的な場を確保することは主張されてきたが、一義的な「合意」を創出することが自明のものとしてされている。海上の森で言うならば、Y.S.氏の言う「ガラガラポン⁷⁶」である。あらゆる意見が、「ガラガラ」とかき混ぜられ、一つの形となって「ポン」と飛び出してくることが、今までの合意形成が目指してきたものといえるだろう。

だが、その場合、合意形成の過程で交わされたであろう主張は消えてしまうし、また合

⁷⁵ Habermas は、公共圏のあるべき姿を合意を形成していくための討議（ディスカルス）の空間として捉えている。討議は「よりよい論拠（理由づけ）」のもつ力以外のあらゆる権力の作用が無効にされているコミュニケーションの反省形態である（齋藤 2000）

⁷⁶ 2008年11月13日 Y.S.氏インタビュー

意からこぼれ落ちるもの、齋藤（2000）の言葉を借りれば「不合意」は無視されてしまうだろう。そして、皮肉なことに、それらを捨象し、一義的に創出された「合意」は、社会的に拘束力を持つものとしてたちあられてくる。それは、土屋（2004）が指摘したように、合意形成に参加した市民達の「やむを得なさ」を正当化してしまうのである。

9.5.2. 「合意」を形成すること

しかし、本来合意形成に求められているのは、抑圧として働く力ではない。それを避けるためには、黒田（2007）の言うように「不合意」をふくめた合意形成のあり方も有効であろうし、あるいは、「妥協」（齋藤 2000）も有効な手段となるだろう。つまり、合意や合意形成の過程を固定的なものとして捉えるのではなく、可謬性のあるもの、緩やかに動き続けるものとして捉える視点が今後重要となってくる。

また、同時に、検討しなくてはいけないことがある。それは、「対等」という言葉が指す意味である。Habermas が示したように、対等に言葉を交わす場は理想ではあるけれども、実際には、当事者すべてが対等等という現場は少ない。

私達は、他者との関係性の中で生活をしている。その関係性は、決して均質ではない。そして、その関係性に基づいて、私達は行動をする。たとえば、目上の人には敬意をもって接しなければならない、というように。だから、当事者がまったく対等に言葉を交わす現場というのは想像しにくいのである。しかし、それでも、一義的な合意を生み出すために、当事者が対等に言葉を交わそうとするなら、お互いが説得的な正当性を持つ言説を展開するのは当然であり、そうなれば、議論は硬直化し、対立は先鋭化するだろう。

海上の森の会の運営会議もそうであったのではないだろうか。近隣都市住民たちは、自分達の言葉を対等に聞かれることを望んでいた。彼らは、自分達が、生態学的な知見をもっていることを自覚していたし、自分達の言葉はある程度の正当性を持っているので、受け入れられることを期待していた。だから、彼らは対等に言葉を交わそうとした。一方で、地権者達は、自分達こそがこの土地を一番良く知っている者だと自覚していた。だから、自分達の言葉も、受け入れられることを期待していた。

しかし、両者の主張がかみ合うことは少なかった。おそらく両者とも、お互いが「海上の森のことを考えて大切なことを言っているのだろう」という認識をしてはいたが、相手の意見をそのまま受け入れることはできなかった。現場に来ることなしに、それでも対等に主張しようとしつづける人々の意見を、地権者は「一方的だ」、「現実感がない」と評価した。

では、当事者はどのようにして合意を形成することができるのだろうか。そして、そもそも、合意を形成するとは、どのようなことを指すのだろうか。

まず、合意形成は、今までの認識とは異なり、緩やかに動き続けるものとして捉えられる必要がある。つまり、合意形成は、固定的で一義的な「合意」の創出を目的とするのではなく、合意が揺れ動くものであることを把握し、そのダイナミズムの中で、いつでも、合意を再検証し、新たなものに作り変えていくことができるということを、当事者間で理解する必要があるのだ。そして、同時にそのような場を保証するような仕組みをつくらなくてはならない。なぜなら、当事者は固定的に存在するのではなく、行為を通して相互変容する存在だからである。当事者の認識が変化すれば、そのたびに何を合意とするのかは

変化する。

また、海上の森の現状がそうであるように、外的要因によっても、「何を守るのか」や「どう守るのか」という議論における合意が変化するのは当然だ。もし、合意が固定化されたものとして存在してしまうと、それが社会的に合理的なプロセスを踏んで生み出された結果であると思われるがゆえに、合意を検証しなおすことが不可能になってしまう。そのため、合意は、状況によっては、いつでも作り変えることが可能であるものだという視点を当事者間で把握する必要がある。そうすれば、合意を生み出していく過程の中で、生まれた「不合意」や、数々の意見も担保され、状況が変化した際に、再び意味を持つものとして、掘り起こされる可能性をもつこととなる。

また、「対等」が意味することも検討する必要がある。「対等」に言葉を交わすということは、当事者達をまったく同じ立場に立たせる、つまり当事者たちの立場や意見を均質化することではない。そのような理解は、当事者や討議そのものを均質化してしまい、現場や当事者達の生活感覚から離れた合意を生み出してしまいうだろう。

そうではなく、「対等」とは、お互いがお互いの立場を認めあうということの意味するのではないだろうか。M氏が地権者達との現場での語らいの中で、認められ、主張が理解されたのは、M氏の立場が地権者と同質になったからではないだろう。よそ者がその土地に住む人々と同じ立場に立てるという思い込みこそが、両者の距離を広げてきたのではないだろうか。そうではなく、M氏は飽くまで「よそ者」として、だからこそ、現場に目を置かず訪れ、地権者の指導を仰ぎ、生活を知ろうと努力していた。その中で、地権者に認められていったのではないだろうか。

つまり、お互いの立場を認めあうことが、対話を成り立たせるためのはじめの条件となるのではないだろうか。それは、よそ者の土地の人への配慮や敬意を呼び起こし、その土地に住む人々においてはよそ者への寛容を促す。

「対等」をそのように理解することができれば、そこには、「お互いが違うのだ」ということ、「お互いが理解できないかもしれない」ということへの理解、数土（2000）のいう「最小限の合意」が生まれるだろう。

海上の森の会における問題点のひとつは、当事者同士が対等に発言をする場所であるがゆえに、「里山保全」について共通の理解をもっていると思ひ込み、「わかってもらえるはず」という考えから、議論をくりかえしてきたことにあるのかもしれない。しかし、思ったように意思の疎通ができない現状にぶつかったときに、「相手は分かろうとしない」という感情的な対立へと至ってしまったのではないだろうか。つまり、もともとお互いが違う考えを持っていて、主張が食い違うのは当たり前であるということに注意深く気付いていれば、その違いを埋めるための取り組みなどを、両者が積極的に行っていくなどの解決策を導くことができたかもしれない。

お互いの違いに気付き、お互いの立場を認めあったうえで、合意を形成していくというのは、会議室の場で議論を繰り返すだけでは不可能だった。そのためには、「身体的な協働行為」、「現場での語らい」が不可欠だったのだろう。

合意形成の場において、「身体的な協働行為」、「現場での語らい」を通して、人々が対等に言葉を交わす素地を作り上げる必要がある。そして、そこで創出された合意は、いつでも変わりうるのだということ当事者間で把握し、状況が変われば、その合意を組み替え

るための場を保証する必要がある。

以上のように考えると、合意を形成するという事は、多様な主体間に最大公約数を見つけ出すことではなく、主体が共に学習、変容し、現場に最適な選択を作り上げていく過程であると考えられるだろう。

10. まとめ—「かかわり」が暗示する相互変容—

海上の森を事例として、里山保全の現場における当事者間の対立という問題を検討してきた。

本来動的なものを、静的なものとして切り取ることが、問題の根本ともいえるかもしれない。序章でも述べたように、里山環境は、絶えず変化する人間社会、絶えず変化する生態系のかかわりの中で、絶えず変化する環境なのである。そして、里山環境が変化すれば、「守られるべきもの」は日々移り変わる。ならば、その環境をめぐる人々の認識、理想とするイメージ、かかわり方も常に変化するはずである。そういった目的や当為が変化すれば、里山環境はまた変動する。そして、そこにはある程度の揺れ幅が想定される。その際重要なのは、当事者のかかわりが、ある程度の揺れ幅の中で行われるということ、当事者自身が理解すること。そして、その揺れ幅の中で、その現場において大切にしていすべきことは何かを話し合い、活動の方向性を決めるために合意を形成する。

だが、そこで形成された「合意」は、決して絶対的なものではなく、状況が変化した場合、問い直され、また新たな里山とのかかわりが再生産される。その再生産は、「揺れ幅」の中で、そして、その地域のかかわりの中で浮かび上がるレジティマシーを元に検証される。レジティマシーは、当事者達が共に学びながら、絶えず運動を検証する中で浮かび上がってくる。

こういった理解が欠けると、里山には多様な価値が存在するからこそ、ある程度の正当性を有した複数の言説があらわれがちであり、硬直的な討論が行われる可能性がある。森の会の運営会議がそうであったように。

しかし、「かかわり」という言葉は、相互変容を暗示する。人と自然がかかわるのなら、本来そこには静的な関係はありえない。かかわりがあるからこそ、私達は日々変容し続け、自然も変容し続ける。

もう一度、動的な人と自然のかかわりを捉えなおした時、私達の周りには豊かな環境が広がっていることに気付くのではないだろうか。その際、私達は人と人のつながりを、人と自然のつながりを生き生きと感ずることができるのだ。

<参考文献>

- 2000年海上の森田んぼ市民ボランティア, 2000『「海上の森」田んぼ日記』
愛知県, 2007『海上の森保全活用計画』
- 石原紀彦, 2002「万博計画と海上の森をめぐる開発と保全とのせめぎあい」広木詔三編『里山の生態学—その成り立ちと保全のあり方』249-259名古屋大学出版会
- , 2005「第6章 愛知万博をめぐる市民運動がもたらしたもの」町村敬志・吉見俊哉編著『市民参加型社会とは』151-172, 有斐閣
- 糸魚川淳二・佐藤正孝・芹沢俊介編, 2007『海上の森の自然史』あいち海上の森センター
井上有一, 1999「第3章 ホーリスティックな世界観と民主的・市民的価値—ディープ・エコロジーとバイオリージョナリズムをめぐる—」鬼頭秀一篇『環境の豊かさをもとめて—理念と運動』76-101, 昭和堂
- 海上町の生活誌編纂プロジェクトチーム編, 2004『海上町の生活誌—海上の自然とくらし』
愛知国際博推進局
- 角野康郎, 2002「水生植物の保全を考える」種生物学会編『保全と復元の生物学—野生生物を救う科学的思考』文一総合出版
- 環境省, 2007『第三次生物多様性国家戦略』
- 関東弁護士連合会, 2005『里山保全の法制度・政策—循環型の社会システムをめざして—』
創森社
- 鬼頭秀一, 1996『自然保護を問いなおす—環境倫理とネットワーク』ちくま新書
- 鬼頭秀一編, 1999『環境の豊かさをもとめて—理念と運動』昭和堂
- 桑子敏雄, 1999a『環境の哲学—日本の思想を現代に活かす』講談社学術文庫
- , 1999b「第2章 環境思想と行動原理—『グローバル』と『ローカル』」鬼頭秀一編『環境の豊かさをもとめて—理念と運動』54-75, 昭和堂
- 黒田暁, 2007「河川改修をめぐる不合意からの合意形成—札幌市西野川環境整備事業にかかわるコミュニケーションから—」『環境社会学研究』13, 158-171
- 国営瀬戸海上の森里山公園構想をすすめる連絡会, 1999『市民が提案する「国営瀬戸海上の森里山公園」のマスター・プラン』国営瀬戸海上の森里山公園構想をすすめる連絡会
- , 2001『「海上の森里やま公園」の実現を目指して—市民が提案するマスター・プラン<その2>』国営瀬戸海上の森里山公園構想をすすめる連絡会
- 齋藤純一, 2000『思考のフロンティア 公共性』岩波書店
- 四手井綱英, 2006『森林はモリやハヤシではない —私の森林論—』ナカニシヤ出版
- 数土直紀, 2000「最小限の合意の可能性」『社会学評論』50(4), 64-76
- 関礼子, 1999「第4章 どんな自然を守るのか—山と海との自然保護」鬼頭秀一篇『環境の豊かさをもとめて—理念と運動』104-125, 昭和堂
- 瀬戸口明久, 2000「生態系生態学から保全生物学へ—生態学と環境問題、1960-1990—」『生物学史研究』65, 1-13
- 曾我部行子, 2005「第7章 市民の目線で」町村敬志・吉見俊哉編著『市民参加型社会とは』173-185, 有斐閣

- 高村典子, 2007「第5章 ため池の生物多様性評価」鷺谷いづみ・鬼頭秀一編『自然再生のための生物多様性モニタリング』49-69, 東京大学出版会
- 武内和彦・鷺谷いづみ・恒川篤史編, 2001『里山の環境学』東京大学出版会
- 谷岡郁子, 2005「第10章 三步進んで二歩さがった市民参加」町村敬志・吉見俊哉編著『市民参加型社会とは』211-228, 有斐閣
- 田端英雄編著, 1997『里山の自然』保育社
- 土屋雄一郎, 2004「公論形成の場における手続きと結果の相互承認—長野県中信地区廃棄物処理施設検討委員会を事例に一」『環境社会学研究』10, 131-144
- 所三男, 1980『近世林業史の研究』吉川弘文館
- 富田涼都, 2007「第10章 ひとや社会から考える自然再生—自然再生はなにの「再生」なのか」鷺谷いづみ・鬼頭秀一編『自然再生のための生物多様性モニタリング』142-157, 東京大学出版会
- 富田涼都, 2008『「ひとと自然のかかわり」の環境倫理—自然再生事業を例に一』博士論文(東京大学)
- 鳥越皓之, 1997『環境社会学の理論と実践—生活環境主義の立場から』有斐閣
- 鳥越皓之編, 1989『環境問題の社会理論—生活環境主義の立場から』御茶の水書房
- 日本自然保護協会編著, 2002『自然保護 NGO 半世紀のあゆみ—日本自然保護協会五〇年誌 下 1983~2002』株式会社平凡社
- 日本自然保護協会編, 2005『生態学からみた里やまの自然と保護』講談社サイエンティフィック
- 野田浩資, 2003「パートナーシップの形成過程: 都市公園再整備への住民参加を事例として」『京都府立大学学術報告(人文・社会)』55, 247-259
- 平川全機, 2004「合意形成における環境認識と『オルタナティブ・ストーリー』—札幌市真駒内川の回収計画から」『環境社会学研究』10, 103-116
- 広木詔三編, 2002『里山の生態学—その成り立ちと保全のあり方』名古屋大学出版会
- 船橋晴俊, 1998「7 環境問題の未来と社会変動—社会の自己破壊性と自己組織性」船橋晴俊・飯島伸子編『講座社会学 12 環境』191-224, 東京大学出版会
- 福永真弓, 2008『多声性の環境倫理—流域の保全再生をめぐる正統性再構築のダイナミズムを軸に一』博士論文(東京大学)
- 町村敬志, 2005「第1章 メガ・イベントのグローバル・ローカル政治」町村敬志・吉見俊哉編著『市民参加型社会とは』19-74, 有斐閣
- 松村正治, 2007「里山ボランティアにかかわる生態学的ポリティクスへの抗い方—身近な環境調査による市民デザインの可能性—」『環境社会学研究』13, 143-156
- 丸山徳次, 2007「里山の環境倫理—環境倫理学の新展開」丸山徳次・宮浦富保編『里山学のすすめ—<文化としての自然>再生にむけて』88-113, 昭和堂
- 丸山徳次・宮浦富保編, 2007『里山学のすすめ—<文化としての自然>再生にむけて』昭和堂
- 見田宗介, 1996『現代社会の理論—情報化・消費化社会の現在と未来』岩波書店
- 宮内泰介, 2001「環境自治のしくみづくり—正統性を組みなおす—」『環境社会学研究』7, 56-71

- 宮内泰介編, 2006『コモンズをささえるしくみ—レジティマシーの環境社会学』新曜社
- 森岡正博, 1999「第1章 自然を保護することと人間を保護すること—『保全』と『保存』の四つの領域」鬼頭秀一篇『環境の豊かさをもとめて—理念と運動』30-53, 昭和堂
- 守山弘, 1988『自然を守るとはどういうことか』農山漁村文化協会
- 吉見俊哉, 2005a『万博幻想』ちくま新書
- , 2005b「第2章 誰が計画を変えたのか—愛知万博の歴史を語ることの困難について」町村敬志・吉見俊哉編著『市民参加型社会とは』75-116, 有斐閣
- 脇田健一, 2001「地域環境問題をめぐる“状況の定義のズレ”と“社会的コンテクスト”—滋賀県における石けん運動をもとに」船橋晴俊編『講座 環境社会学第2巻 加害・被害と解決過程』有斐閣

謝辞

本研究をするにあたって、多くの方にご協力いただきました。

まずは、何よりも、快く多くのお話をいただいた海上の森の会の皆様、本当にありがとうございました。勉強不足の私を前に、我慢強くお話をいただき、時には研究に対するアドバイスをいただきました。

特に曾我部行子さんは、研究の調査地について悩んでいた私を、海上の森と出会わせてくださいました。曾我部さんのご協力なしには、この研究は成り立ちませんでした。

本来なら、海上の森で出会わせていただいた全員の方のお名前を挙げさせていただき、お一人お一人に感謝の言葉をお捧げしたいのですが、そうすると、本論よりページを割かなくてはならず、一方で紙面制限もございますので、割愛をどうぞご容赦くださいますようお願いいたします。

また、フィールドへのベースキャンプとして快くお部屋を貸してくださり、ずいぶんとかわいがってくださった谷岡郁子さん、竹内さん、見知らぬ学生を温かく迎えてくださりありがとうございました。

研究面では、指導教官である鬼頭秀一教授に、多くのことを教えていただきました。学部時代に、しっかりと研究をすることなしに大学院に入ってしまう、右も左も分からない私を辛抱強く叱咤激励してくださり、時に優しく、時に厳しくご指導賜りました。また、私の性格の甘い部分も、愛をもって叱り飛ばしていただきました。鬼頭先生には、研究面のみならず、生き方についても学ばせていただきました。本当に二年間ありがとうございました。そして、今後ともよろしくお願いいたします。

また、研究室の先輩である福永真弓さん、富田涼都さん、二宮咲子さんの三人の先輩方には、厳しくも温かい助言を何度となくいただきました。特に一番お話をさせていただく機会の多かった富田さんには、研究面の基礎知識から、マニアックなお話まであらゆる情報と知識をいただきました。

そして、研究室の同期として共に苦しみ、共に笑ってきた田中美季さん、恩田さくらさんには、感謝の言葉もありません。これからも、仲良くしていただけたら光栄です。

最後に、私という変わった人物に奇特にもかかわりを持ってくださった方々に感謝いたします。ありがとうございました。

2008年度 修士論文 里山保全の現場における対立を乗り越える仕組みについて 愛知県海上の森を事例として 塩見 記章